

【改訂前】

土木工事の施工管理基準及び規格値

1. 目的 ～ 6. 管理項目及び方法 (省略)

【改訂後】

土木工事の施工管理基準及び規格値

1. 目的 ～ 6. 管理項目及び方法 (省略)

7. その他

(1) 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

(2) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編」多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。

河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工事編」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

※「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」については、国土交通省のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/content/001396085.pdf>

【改訂前】

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工				
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	2-3-2 掘削工			2-1
	2-3-3 盛土工			2-1
	2-3-4 盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-1
	2-3-5 法面整形工		盛土部	2-1
	2-3-6 堤防天端工			2-2
	第4節 道路土工	2-4-2 掘削工		
2-4-3 路体盛土工				2-3
2-4-4 路床盛土工				2-3
2-4-5 法面整形工		盛土部		2-3
第3章 無筋、鉄筋コンクリート				
第7節 鉄筋工	3-7-4 組立て			2-3

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工				
第3節 共通の工種	2-3-4 矢板工	鋼矢板		2-4
		軽量鋼矢板		2-4
		コンクリート矢板		2-4
		広幅鋼矢板		2-4
		可とう鋼矢板		2-4
	2-3-5 縁石工	縁石・アスカープ		2-4
	2-3-6 小型標識工			2-4
	2-3-7 防止柵工	立入防止柵		2-5
		転落（横断）防止柵		2-5
		車止めポスト		2-5
	2-3-8 路側防護柵工	ガードレール		2-5
		ガードケーブル		2-5
	2-3-9 区画線工			2-6
	2-3-10 道路付属物工	視線誘導標		2-6
		距離標		2-6
	2-3-11 コンクリート面塗装工			2-6
	2-3-12 アレキシセグメント桁製作工（購入工）	けた橋		2-7
		スラブ橋		2-7
	2-3-13 アレキシセグメント桁製作工（購入工）	桁製作工		2-7
	2-3-14 アレキシセグメント主桁組立工	アレキシセグメント桁製作工（購入工）		2-8
				2-8
	2-3-15 PCボックス製作工			2-8
	2-3-16 PC箱桁製作工	箱桁		2-9
		押出し箱桁		2-9
	2-3-17 根固ブロック工			2-9
	2-3-18 沈床工			2-10
	2-3-19 捨石工			2-10
	2-3-22 階段工			2-10
	2-3-24 伸縮装置工	ゴムジョイント		2-10
		鋼製フィンガージョイント		2-11
	2-3-26 多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		2-11
		かごマット		2-11
	2-3-27 羽口工	じゃかご		2-12
ふとんかご、かご枠			2-12	

【改訂後】

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	2-3-2	1	掘削工			2-1	
		2	掘削工 (面管理の場合)			2-1	
	2-3-2	3	掘削工（水中部） (面管理の場合)			2-2	
		1	盛土工			2-2	
	2-3-3	2	盛土工 (面管理の場合)			2-3	
		2-3-4	盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工 ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-4	
	2-3-5	法面整形工			2-4		
	2-3-6	堤防天端工	盛土部		2-4		
	第4節 道路土工	2-4-2	1	掘削工			2-4
			2	掘削工 (面管理の場合)			2-5
2-4-3		1	路体盛土工			2-6	
		2	路体盛土工 (面管理の場合)			2-7	
2-4-4		1	路床盛土工			2-8	
		2	路床盛土工 (面管理の場合)			2-9	
2-4-5		法面整形工	盛土部		2-7		
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	3-7-4	組立て				2-7	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	2-3-4		矢板工	鋼矢板		2-8
				軽量鋼矢板		2-8
				コンクリート矢板		2-8
				広幅鋼矢板		2-8
				可とう鋼矢板		2-8
	2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		2-8
						2-8
	2-3-6		小型標識工			2-8
						2-8
	2-3-7		防止柵工	立入防止柵		2-9
				転落（横断）防止柵		2-9
				車止めポスト		2-9
	2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		2-9
				ガードケーブル		2-9
	2-3-9		区画線工			2-10
	2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		2-10
				距離標		2-10
	2-3-11		コンクリート面塗装工			2-10
	2-3-12	1	アレキシセグメント桁製作工（購入工）	けた橋		2-11
				スラブ橋		2-11
	2-3-13	1	アレキシセグメント桁製作工（購入工）	桁製作工		2-11
				アレキシセグメント桁製作工（購入工）		2-12
	2-3-14		アレキシセグメント主桁組立工			2-12
	2-3-15		PCボックス製作工			2-12
	2-3-16	1	PC箱桁製作工	箱桁		2-13
				押出し箱桁		2-13
	2-3-17		根固ブロック工			2-13
2-3-18		沈床工			2-14	
2-3-19		捨石工			2-14	
2-3-22		階段工			2-14	
2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		2-14	
			鋼製フィンガージョイント		2-15	
2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		2-15	
			かごマット		2-15	
2-3-27	1	羽口工	じゃかご		2-16	
			ふとんかご、かご枠		2-16	

【改訂前】

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 共通の工程	2-3-28プレキャスト加圧工	プレキャストボックス工		2-12	
		プレキャストパイプ工		2-12	
	2-3-29側溝工	側溝工		2-13	
		場所打水路工		2-13	
		暗渠工		2-13	
	2-3-30集水柵工			2-14	
	2-3-31現場塗装工			2-14	
第4節 基礎工	2-4-1一般事項	切込砂利		2-15	
		砕石基礎工		2-15	
		割ぐり石基礎工		2-15	
		均しコンクリート		2-15	
	2-4-3基礎工（護岸）	現場打		2-15	
		プレキャスト		2-16	
	2-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		2-16	
		鋼管杭		2-16	
		H鋼杭		2-16	
		鋼管パイロット杭		2-16	
	2-4-5場所打杭工			2-16	
	2-4-6深礎工			2-17	
	2-4-7オープンケーソン基礎工			2-17	
	2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			2-17	
2-4-9鋼管矢板基礎工			2-18		
第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-18	
		コンクリートブロック張り		2-18	
		連節ブロック張り		2-18	
		天端保護ブロック		2-19	
	2-5-4緑化ブロック工			2-19	
2-5-5石積（張）工			2-19		
第6節 一般舗装工	2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		2-20	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-20	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-21	
		加熱アスファルト安定処理工		2-21	
		基層工		2-22	
		表層工		2-22	
		2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-23
			上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-23
			上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-24
			加熱アスファルト安定処理工		2-24
		基層工		2-24	
		表層工		2-24	
	2-6-9排水性舗装工	下層路盤工		2-25	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-25	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-25	
		加熱アスファルト安定処理工		2-26	
	基層工		2-26		
	表層工		2-26		
	2-6-10透水性舗装工	路盤工		2-27	
		表層工		2-27	

【改訂後】

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 共通の工程	2-3-28		プレキャスト加圧工	プレキャストボックス工		2-16	
				プレキャストパイプ工			2-16
	2-3-29	1	側溝工		側溝工		2-17
		2			場所打水路工		2-17
		3			暗渠工		2-17
	2-3-30		集水柵工			2-18	
2-3-31		現場塗装工			2-18		
第4節 基礎工	2-4-1		一般事項	切込砂利		2-19	
				砕石基礎工		2-19	
			割ぐり石基礎工		2-19		
			均しコンクリート		2-19		
	2-4-3	1	基礎工（護岸）		現場打		2-19
		2			プレキャスト		2-20
	2-4-4	1	既製杭工		既製コンクリート杭		2-20
		1			鋼管杭		2-20
		2			H鋼杭		2-20
					鋼管パイロット杭		2-20
2-4-5		場所打杭工			2-20		
2-4-6		深礎工			2-21		
2-4-7		オープンケーソン基礎工			2-21		
2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			2-21		
2-4-9		鋼管矢板基礎工			2-22		
第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-22	
		2		コンクリートブロック張		2-22	
		3		連節ブロック張り		2-22	
	2-5-4		緑化ブロック工			2-23	
2-5-5		石積（張）工			2-23		
第6節 一般舗装工	2-6-7		アスファルト舗装工	下層路盤工		2-24	
		2		下層路盤工（面管理の場合）		2-24	
		3		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-25	
		4		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-25	
		5		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-26	
		6		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-26	
		7		加熱アスファルト安定処理工		2-27	
		8		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-27	
		9		基層工		2-28	
		10		基層工（面管理の場合）		2-28	
		11		表層工		2-29	
		12		表層工（面管理の場合）		2-29	
	2-6-8	1	半たわみ性舗装工		下層路盤工		2-30
		2			下層路盤工（面管理の場合）		2-30
		3			上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-31
		4			上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-31
		5			上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-32
		6			上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-32
		7			加熱アスファルト安定処理工		2-33
		8			加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-33
2-6-7	9	半たわみ性舗装工		基層工		2-34	
	10			基層工（面管理の場合）		2-34	
	11			表層工		2-35	
	12			表層工（面管理の場合）		2-35	
2-6-9	1	排水性舗装工		下層路盤工		2-36	
	2			下層路盤工（面管理の場合）		2-36	
	3			上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-37	

【改訂前】

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	2-6-11 グラスアスファルト舗装工		加熱アスファルト安定処理工	2-28	
			基層工	2-28	
			表層工	2-28	
	2-6-12 コンクリート舗装工			下層路盤工	2-29
				粒度調整路盤工	2-29
				セメント（石灰・瀝青）安定処理工	2-30
				アスファルト中間層	2-30
				コンクリート舗装版工	2-31
				転圧コンクリート版工（下層路盤工）	2-31
				転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）	2-31
				転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	2-32
				転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）	2-32
				転圧コンクリート版工	2-32
	2-6-13 薄層カラー舗装工			下層路盤工	2-33
				上層路盤工（粒度調整路盤工）	2-33
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	2-34
				加熱アスファルト安定処理工	2-34
				基層工	2-34
	2-6-14 ブロック舗装工			下層路盤工	2-35
				上層路盤工（粒度調整路盤工）	2-35
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	2-36
				加熱アスファルト安定処理工	2-36
			基層工	2-36	
			2-6-15 路面切削工	2-37	
			2-6-16 舗装打換え工	2-37	
			2-6-17 オーバーレイ工	2-37	
第7節 地盤改良工			2-7-2 路床安定処理工	2-38	
			2-7-3 置換工	2-38	
			2-7-4 表層安定処理工	2-39	
			2-7-5 バイルネット工	2-39	
			2-7-6 サンドマット工	2-39	
	2-7-7 パーチカルドレーン工			サンドドレーン工	2-40
				ベーパードレーン工	2-40
				袋詰式サンドドレーン工	2-40
			2-7-8 締固め改良工	2-40	
	2-7-9 固結工			粉末噴射攪拌工	2-40
				高圧噴射攪拌工	2-40
				スラリー攪拌工	2-40
			生石灰バイル工	2-40	
			中層混合処理	2-41	

【改訂後】

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
第6節 一般舗装工	2-6-9	4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-37		
		5		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-38		
		6		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-38		
		7		加熱アスファルト安定処理工		2-39		
		8		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-39		
		9		基層工		2-40		
		10		基層工（面管理の場合）		2-40		
		11		表層工		2-41		
		12		表層工（面管理の場合）		2-41		
		2-6-10		1	透水性舗装工	路盤工		2-42
				2		路盤工（面管理の場合）		2-42
				3		表層工		2-43
		4	表層工（面管理の場合）			2-43		
	2-6-11	1	グラスアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-44		
				2	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-44	
				3	基層工		2-45	
				4	基層工（面管理の場合）		2-45	
				5	表層工		2-46	
				6	表層工（面管理の場合）		2-46	
	2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		2-47		
				2	下層路盤工（面管理の場合）		2-47	
				3	粒度調整路盤工		2-48	
				4	粒度調整路盤工（面管理の場合）		2-48	
				5	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		2-49	
				6	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		2-49	
				7	アスファルト中間層		2-50	
				8	アスファルト中間層（面管理の場合）		2-50	
				9	コンクリート舗装版工		2-51	
				10	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		2-51	
				11	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		2-52	
				12	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		2-52	
				13	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		2-53	
		14		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-53		
	15		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		2-54			
	16		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		2-54			
	17		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		2-55			
	18		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		2-55			
	19		転圧コンクリート版工		2-56			
	20		転圧コンクリート版工（面管理の場合）		2-56			
2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		2-57			
			2	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-57		
			3	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-58		
			4	加熱アスファルト安定処理工		2-58		
			5	基層工		2-58		

【改訂前】

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 仮設工	2-10-5土留・仮締切工	H鋼杭		2-42	
		鋼矢板		2-42	
		アンカー工		2-42	
		連節ブロック張り工		2-42	
		締切盛土		2-42	
	2-10-9地中連続壁工(壁式)				2-43
					2-43
	2-10-10地中連続壁工(柱列式)				2-43
	2-10-22法面吹付工		第3編2-14-3吹付工		2-57
	第11節 軽量盛土工	2-11-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-3
第12節 工場製作工(共通)	2-12-1 一般事項	鋳造費(金属支承工)		2-44	
		鋳造費(大型ゴム支承工)		2-45	
		仮設材製作工		2-46	
		刃口金物製作工		2-46	
	2-12-3 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合			2-47
		シミュレーション仮組立検査を行う場合			2-48
		仮組立検査を実施しない場合			2-49
		鋼製堰堤製作工(仮組立時)			2-50
	2-12-4 検査路製作工				2-51
	2-12-5 鋼製伸縮継手製作工				2-51
	2-12-6 落橋防止装置製作工				2-52
	2-12-7 橋梁用防護柵製作工				2-52
	2-12-8 アンカーフレーム製作工				2-52
	2-12-9 プレベーム用桁製作工				2-53
	2-12-10 鋼製排水管製作工				2-53
	2-12-11 工場塗装工				2-54
第13節 橋梁仮設工	2-13 架設工(鋼橋)	クレーン架設		2-55	
		ケーブルクレーン架設		2-55	
		ケーブルエレクション架設		2-55	
		架設桁架設		2-55	
		送出し架設		2-55	
	2-13 架設工(コンクリート)	クレーン架設			2-56
		架設桁架設			2-56
	架設工 支保工	固定			2-56
		移動			2-56
	架設桁架設	片持架設			2-56
		押し出し架設			2-56
	第14節 法面工(共通)	2-14-2 植生工	種子散布工		2-56
			張芝工		2-56
			筋芝工		2-56
			市松芝工		2-56
			植生シート工		2-56
			植生マット工		2-56
植生筋工				2-56	

【改訂後】

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		2-59	
		2		上層路盤工(粒度調整路盤工)		2-59	
		3		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		2-60	
		4		加熱アスファルト安定処理工		2-60	
		5		基層工		2-60	
	2-6-15	1	路面切削工				2-61
		2		(面管理の場合)			2-61
	2-6-16		舗装打換え工				2-61
	2-6-17	1	オーバーレイ工				2-62
		2		(面管理の場合)			2-62
第7節 地盤改良工	2-7-2		路床安定処理工			2-63	
	2-7-3		置換工			2-63	
	2-7-4	1	表層安定処理工(1C1施工の場合)	サンドマット海上			2-64
		2		サンドマット海上			2-64
	2-7-5		パイルネット工				2-65
	2-7-6		サンドマット工				2-65
	2-7-7		パーチカドレーン	サンドドレーン工 ペーパードレーン工 袋詰式サンドドレーン工			2-66
	2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工			2-66
	2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工			2-66
		1		高圧噴射攪拌工			2-66
1		スラリー攪拌工 生石灰パイル工				2-66	
2-7-9	2	固結工	スラリー攪拌工(施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)による管理の場合)			2-67	
	3		中層混合処理			2-67	
第10節 仮設工	2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		2-68	
		2		鋼矢板		2-68	
		3		アンカー工		2-68	
		4		連節ブロック張り工		2-68	
		5		締切盛土		2-68	
	2-10-9		地中連続壁工(壁式)				2-69
				地中連続壁工(柱列式)			2-69
	2-10-22		法面吹付工				2-84
	2-11-2		軽量盛土工		第3編2-14-3吹付工		2-6
	第12節 工場製作工(共通)	2-12-1	1	一般事項	鋳造費(金属支承工)		2-70
2			鋳造費(大型ゴム支承工)			2-71	
3			仮設材製作工			2-72	
4			刃口金物製作工			2-72	
							2-73
2-12-3		1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合			2-73
		1		シミュレーション仮組立検査を行う場合			2-74
		2		仮組立検査を実施しない場合			2-75
		3		鋼製堰堤製作工(仮組立時)			2-76
2-12-4			検査路製作工				2-77
2-12-5			鋼製伸縮継手製作工				2-77
2-12-6			落橋防止装置製作工				2-78
2-12-7			橋梁用防護柵製作工				2-78
2-12-8			アンカーフレーム製作工				2-78
2-12-9			プレベーム用桁製作工				2-79
2-12-10			鋼製排水管製作工				2-79
2-12-11			工場塗装工				2-80
第13節 橋梁仮設工	2-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		2-81	
				ケーブルクレーン架設		2-81	
				ケーブルエレクション架設		2-81	
				架設桁架設		2-81	
				送出し架設		2-81	
	2-13		架設工(コンクリート)	クレーン架設			2-82
				架設桁架設			2-82

【改訂前】

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第14節 法面工(共通)	2-14-2 植生工	人工張芝工		2-56
		植生穴工		2-56
	2-14-3 吹付工(仮設を含む)	植生基材吹付工		2-56
		客土吹付工		2-56
		コンクリート		2-57
		モルタル		2-57
		簡易法砕工		2-57
		現場吹付法砕工		2-58
	2-14-4 法砕工	現場吹付法砕工		2-58
		プレキャスト法砕工		2-58
2-14-6 アンカー工			2-58	
第15節 擁壁工(共通)	2-15-1 一般事項	場所打擁壁工		2-59
	2-15-2 プレキャスト擁壁工			2-59
		2-15-3 補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	
		多数アンカー式補強土工法		2-60
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-60
2-15-4 井桁ブロック工			2-60	
第16節 浚渫工(共通)	2-16-3 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		2-61
		グラブ浚渫船		2-61
第18節 床版工	2-18-2 床版工			2-62

【改訂後】

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁仮設工	2-13		架設工支保工	固定		2-82
				移動		2-82
			架設桁架設	片持架設		2-82
				押し架設		2-82
第14節 法面工(共通)	2-14-2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	植生工	種子散布工		2-83
				張芝工		2-83
				筋芝工		2-83
				市松芝工		2-83
				植生シート工		2-83
				植生マット工		2-83
				植生筋工		2-83
				人工張芝工		2-83
				植生穴工		2-83
				植生基材吹付工		2-83
第14節	2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		2-84
				モルタル		2-84
	2-14-4	1	法砕工	現場打法砕工		2-85
		2		現場吹付法砕工		2-85
	2-14-6		アンカー工	プレキャスト法砕工		2-86
第15節 擁壁工(共通)	2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		2-87
	2-15-2		プレキャスト擁壁工			2-87
	2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		2-88
				多数アンカー式補強土工法		2-88
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-88
	2-15-4		井桁ブロック工		2-88	
第16節 浚渫工(共通)	2-16-3		浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		2-89
				グラブ浚渫船		2-89
				バックホウ浚渫船(面管理の場合)		2-90
第18節 床版工	2-18-2		床版工			2-90

【改訂前】

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3章 一般施工				
第3節 共通の工種	3-3-2 共通事項	ポンプ浚渫		2-63
		グラブ浚渫		2-63
		硬土盤浚渫		2-63
		砕岩浚渫		2-63
		バックホウ浚渫		2-63
	3-3-6 圧密・排水工	サンドドレーン		2-63
		敷砂		2-63
		敷砂均し		2-63
		載荷土砂		2-63
	3-3-7 締固工	ペーパードレーン		2-63
		サンドコンパクションパイル		2-63
		敷砂	第4編3-3-6 圧密・排水工	2-63
	3-3-8 固化工	敷砂均し	第4編3-3-6 圧密・排水工	2-63
		深層混合処理杭		2-63
	3-3-9 洗掘防止工	敷砂	第4編3-3-6 圧密・排水工	2-63
		敷砂均し	第4編3-3-6 圧密・排水工	2-63
	3-3-10 中詰工			2-64
	3-3-11 蓋コンクリート工			2-64
	3-3-13 鋼矢板工			2-64
	3-3-14 控工	腹起		2-64
		タイ材		2-65
	3-3-15 鋼杭工			2-65
	3-3-16 コンクリート杭			2-65
3-3-17 防食工			2-65	
第5節 海上地盤改良工	3-5-2 床堀工			2-66
		ポンプ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	2-63
		グラブ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	2-63
		硬土盤浚渫	第4編3-3-2 共通事項	2-63
		砕岩浚渫	第4編3-3-2 共通事項	2-63
		バックホウ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	2-63
	3-5-6 置換工			2-66
	3-5-7 圧密・排水工		第4編3-3-6 圧密・排水工	2-63
	3-5-8 締固工		第4編3-3-7 締固工	2-63
	3-5-9 固化工		第4編3-3-8 固化工	2-63
第6節 基礎工	3-6-3 洗掘防止工		第4編3-3-9 洗掘防止工	2-64
	3-6-4 基礎捨石工			2-66
	3-6-6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作 基礎ブロック据付	第4編3-18-3 消波ブロック工	2-79 2-66
第7節 本体工(ケーソン式)	3-7-2 ケーソン製作工			2-67
	3-7-3 ケーソン進水据付工			2-67
	3-7-4 中詰工		第4編3-3-10 中詰工	2-64
	3-7-5 蓋コンクリート工		第4編3-3-11 蓋コンクリート工	2-64
第8節 本体工(ブロック式)	3-8-2 本体ブロック製作工			2-68
	3-8-3 本体ブロック据付工			2-68
	3-8-4 中詰工		第4編3-3-10 中詰工	2-64
	3-8-5 蓋コンクリート工		第4編3-3-11 蓋コンクリート工	2-64

【改訂後】

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章 一般施工						
第3節 共通の工種	3-3-2		共通事項	ポンプ浚渫		2-91
				グラブ浚渫		2-91
				硬土盤浚渫		2-91
				砕岩浚渫		2-91
				バックホウ浚渫		2-91
	3-3-6	1 2 4 5	圧密・排水工	サンドドレーン		2-91
				敷砂		2-91
				敷砂均し		2-91
				載荷土砂		2-91
	3-3-7	2	締固工	ペーパードレーン		2-91
				サンドコンパクションパイル	第4編3-3-6 圧密・排水工	2-91
				敷砂	第4編3-3-6 圧密・排水工	2-91
	3-3-8	1	固化工	敷砂均し	第4編3-3-6 圧密・排水工	2-91
				深層混合処理杭		2-91
	3-3-9		洗掘防止工	敷砂	第4編3-3-6 圧密・排水工	2-91
				敷砂均し	第4編3-3-6 圧密・排水工	2-91
	3-3-10		洗掘防止工			2-92
	3-3-11		中詰工			2-92
	3-3-13		蓋コンクリート工			2-92
	3-3-13		鋼矢板工			2-92
	3-3-14	4 5	控工	腹起		2-92
				タイ材		2-93
	3-3-15		鋼杭工			2-93
3-3-16		コンクリート杭			2-93	
3-3-17		防食工			2-93	
第5節 海上地盤改良工	3-5-2		床堀工	ポンプ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	2-94
				グラブ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	2-91
				硬土盤浚渫	第4編3-3-2 共通事項	2-91
				砕岩浚渫	第4編3-3-2 共通事項	2-91
				バックホウ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	2-91
				バックホウ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	2-91
	3-5-6		置換工			2-94
	3-5-7		圧密・排水工		第4編3-3-6 圧密・排水工	2-91
	3-5-8		締固工		第4編3-3-7 締固工	2-91
	3-5-9		固化工		第4編3-3-8 固化工	2-91
第6節 基礎工	3-6-3		洗掘防止工		第4編3-3-9 洗掘防止工	2-91
	3-6-4		基礎捨石工			2-94
	3-6-6	基礎ブロック製作 基礎ブロック据付	基礎ブロック製作 基礎ブロック据付	第4編3-18-3 消波ブロック工	2-98 2-94	
第7節 本体工(ケーソン式)	3-7-2		ケーソン製作工			2-95
	3-7-3		ケーソン進水据付工			2-95
	3-7-4		中詰工		第4編3-3-10 中詰工	2-92
	3-7-5		蓋コンクリート工		第4編3-3-11 蓋コンクリート工	2-92
第8節 本体工(ブロック式)	3-8-2		本体ブロック製作工			2-96
	3-8-3		本体ブロック据付工			2-96
	3-8-4		中詰工		第4編3-3-10 中詰工	2-92
	3-8-5		蓋コンクリート工		第4編3-3-11 蓋コンクリート工	2-92

【改訂前】

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	3-10-2		第4編3-3-9洗掘防止工	2-64	
	3-10-3		第4編3-6-4基礎捨石工	2-66	
	3-10-4		捨ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-70
		捨ブロック据付	第4編3-6-6基礎ブロック工	2-66	
第11節 本体工(鋼矢板式)	3-11-2		第4編3-3-13鋼矢板工	2-64	
	3-11-3		第4編3-3-14控工	2-64	
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	3-12-2			2-68	
	3-12-3		第4編3-3-14控工	2-64	
第13節 本体工(鋼杭式)	3-13-2		第4編3-3-15鋼杭工	2-65	
第14節 本体工(コンクリート杭式)	3-14-2		第4編3-3-16コンクリート杭工	2-65	
第15節 被覆・根固工	3-15-2			2-68	
	3-15-4		被覆ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-70
		被覆ブロック据付		2-68	
	3-15-5		根固ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-70
根固ブロック据付		第4編3-15-4被覆ブロック工	2-68		
第16節 上部工	3-16-2			2-69	
	3-16-3		上部ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-70
		上部ブロック据付		2-69	
第17節 付属工	3-17-2			2-69	
	3-17-3			2-70	
	3-17-4			2-70	
	3-17-5		第4編3-3-17防食工	2-65	
第18節 消波工	3-18-2		第4編3-3-9洗掘防止工	2-64	
	3-18-3		消波ブロック製作	2-70	
		消波ブロック据付		2-70	
第19節 表込・裏埋工	3-19-2			2-70	
	3-19-4			2-71	
第20節 維持補修工	3-20-3		第4編3-3-17防食工	2-65	
第21節 仮設工	3-21-2		第4編3-3-13鋼矢板工	2-64	
		3-3-15鋼杭工	2-65		
	3-21-3		第4編3-3-13鋼矢板工	2-64	
		3-3-15鋼杭工	2-65		

【改訂後】

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	3-10-2		掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-91
	3-10-3		本体捨石工		第4編3-6-4基礎捨石工	2-94
	3-10-4		捨ブロック工	捨ブロック製作	捨ブロック据付	第4編3-18-3消波ブロック工
捨ブロック据付		第4編3-6-6基礎ブロック工			2-94	
第11節 本体工(鋼矢板式)	3-11-2		鋼矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-92
	3-11-3		控工		第4編3-3-14控工	2-92
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	3-12-2		コンクリート矢板工			2-96
第13節 本体工(鋼杭式)	3-12-3		控工		第4編3-3-14控工	2-92
	3-13-2		鋼杭工		第4編3-3-15鋼杭工	2-95
第14節 本体工(コンクリート杭式)	3-14-2		コンクリート杭工		第4編3-3-16コンクリート杭工	2-95
第15節 被覆・根固工	3-15-2		被覆石工			2-96
	3-15-4		被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-98
		被覆ブロック据付			2-96	
3-15-5		根固ブロック工	根固ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-98	
			根固ブロック据付	第4編3-15-4被覆ブロック工	2-96	
第16節 上部工	3-16-2		上部コンクリート工			2-97
	3-16-3		上部ブロック工	上部ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-98
上部ブロック据付				2-97		
第17節 付属工	3-17-2		係船柱工			2-97
	3-17-3		防舷材工			2-97
	3-17-4		車止・縁金物工			2-97
	3-17-5		防食工		第4編3-3-17防食工	2-93
第18節 消波工	3-18-2		洗掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-92
	3-18-3	1	消波ブロック工	消波ブロック製作		2-98
		2		消波ブロック据付		2-98
第19節 表込・裏埋工	3-19-2		裏込工			2-98
	3-19-4		裏埋工			2-99
第20節 維持補修工	3-20-3		防食工		第4編3-3-17防食工	2-93
第21節 仮設工	3-21-2		仮設鋼矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-92
		3-3-15鋼杭工	2-93			
	3-21-3		仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-92
		3-3-15鋼杭工		2-93		

【改訂前】

【第5編 港湾海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防、防潮堤、護岸				
第3節	海上地盤改良工		第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-66
第4節	基礎工		第4編第3章第6節基礎工	2-66
第5節	本体工(ケーソン式)		第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-67
第6節	本体工(ブロック式)		第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-68
第8節	本体工(鋼矢板式)		第4編第3章第11節本体工(鋼矢板式)	
第9節	本体工(コンクリート矢板式)		第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	2-68
第10節	被覆・根固工		第4編第3章第15節被覆・根固工	2-68
第11節	上部工		第4編第3章第16節上部工	2-69
第12節	消波工		第4編第3章第18節消波工	2-70
第13節	裏込・裏埋工		第4編第3章第19節裏込・裏埋工	2-70
第14節	維持補修工		第4編第3章第20節維持補修工	
第15節	仮設工		第4編第3章第21節仮設工	
第2章 突堤				
第3節	海上地盤改良工		第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-66
第4節	基礎工		第4編第3章第6節基礎工	2-66
第5節	本体工(ケーソン式)		第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-67
第6節	本体工(ブロック式)		第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-68
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)		第4編第3章第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	
第9節	本体工(鋼矢板式)		第4編第3章第11節本体工(鋼矢板式)	
第10節	本体工(コンクリート矢板式)		第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	2-68
第11節	本体工(鋼杭式)		第4編第3章第13節本体工(鋼杭式)	
第12節	本体工(コンクリート杭工)		第4編第3章第14節本体工(コンクリート杭工)	
第13節	被覆・根固工		第4編第3章第15節被覆・根固工	2-68
第14節	上部工		第4編第3章第16節上部工	2-69
第15節	消波工		第4編第3章第18節消波工	2-70
第16節	維持補修工		第4編第3章第20節維持補修工	
第17節	仮設工		第4編第3章第21節仮設工	
第3章 離岸堤				
第3節	海上地盤改良工		第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-66
第4節	基礎工		第4編第3章第6節基礎工	2-66
第5節	本体工(ケーソン式)		第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-67
第6節	本体工(ブロック式)		第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-68
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)		第4編第3章第10節本体工(捨石・捨ブロック式)	
第13節	被覆・根固工		第4編第3章第15節被覆・根固工	2-68
第14節	上部工		第4編第3章第16節上部工	2-69
第15節	消波工		第4編第3章第18節消波工	2-70
第4章 樋門・水門				
第3節	海上地盤改良工		第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-66
第4節	基礎工		第4編第3章第6節基礎工	2-66
第16節	維持補修工		第4編第3章第20節維持補修工	
第17節	仮設工		第4編第3章第21節仮設工	
第5章 養砂				
第3節	海上地盤改良工		第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-66

【改訂後】

【第5編 港湾海岸編】

章、節	条	枝番	工程	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防、防潮堤、護岸						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-94
第4節	基礎工				第4編第3章第6節基礎工	2-94
第5節	本体工(ケーソン式)				第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-95
第6節	本体工(ブロック式)				第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	3-96
第8節	本体工(鋼矢板式)				第4編第3章第11節本体工(鋼矢板式)	
第9節	本体工(コンクリート矢板式)				第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	3-96
第10節	被覆・根固工				第4編第3章第15節被覆・根固工	2-96
第11節	上部工				第4編第3章第16節上部工	2-97
第12節	消波工				第4編第3章第18節消波工	2-98
第13節	裏込・裏埋工				第4編第3章第19節裏込・裏埋工	2-98
第14節	維持補修工				第4編第3章第20節維持補修工	
第15節	仮設工				第4編第3章第21節仮設工	
第2章 突堤						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-94
第4節	基礎工				第4編第3章第6節基礎工	2-94
第5節	本体工(ケーソン式)				第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-95
第6節	本体工(ブロック式)				第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-96
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)				第4編第3章第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	
第9節	本体工(鋼矢板式)				第4編第3章第11節本体工(鋼矢板式)	
第10節	本体工(コンクリート矢板式)				第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	2-96
第11節	本体工(鋼杭式)				第4編第3章第13節本体工(鋼杭式)	
第12節	本体工(コンクリート杭工)				第4編第3章第14節本体工(コンクリート杭工)	
第13節	被覆・根固工				第4編第3章第15節被覆・根固工	2-96
第14節	上部工				第4編第3章第16節上部工	2-97
第15節	消波工				第4編第3章第18節消波工	2-98
第16節	維持補修工				第4編第3章第20節維持補修工	
第17節	仮設工				第4編第3章第21節仮設工	
第3章 離岸堤						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-94
第4節	基礎工				第4編第3章第6節基礎工	2-94
第5節	本体工(ケーソン式)				第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-95
第6節	本体工(ブロック式)				第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-96
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)				第4編第3章第10節本体工(捨石・捨ブロック式)	
第13節	被覆・根固工				第4編第3章第15節被覆・根固工	2-96
第14節	上部工				第4編第3章第16節上部工	2-97
第15節	消波工				第4編第3章第18節消波工	2-98
第4章 樋門・水門						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-94
第4節	基礎工				第4編第3章第6節基礎工	2-94
第16節	維持補修工				第4編第3章第20節維持補修工	
第17節	仮設工				第4編第3章第21節仮設工	
第5章 養砂						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-94

【改訂前】

【第6編 河川編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸					
第3節 軽量盛土工	1-3-1 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-3	
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編 2-7-4 表層安定処理工	2-39	
	1-4-3 バイルネット工		第3編 2-7-5 バイルネット工	2-39	
第5節 護岸基礎工	1-4-4 パーチカルドレーン工		第3編 2-7-7 パーチカルドレーン工	2-40	
	1-4-5 締固改良工		第3編 2-7-8 締固改良工	2-40	
第6節 矢板護岸工	1-4-6 固結工		第3編 2-7-9 固結工	2-40	
	1-5-3 基礎工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	2-15	
第7節 法覆護岸工	1-5-4 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-4	
	1-6-3 笠コンクリート工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	2-15	
第8節 擁壁護岸工	1-6-4 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-4	
	1-7-3 コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-18	
	1-7-4 護岸付属物工			2-72	
	1-7-5 緑化ブロック工		第3編 2-5-4 緑化ブロック工	2-19	
	1-7-6 環境護岸ブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-18	
	1-7-7 石積 (張) 工		第3編 2-5-5 石積 (張) 工	2-19	
	1-7-8 法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	2-58	
	1-7-9 多自然型護岸工	巨石張り	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-11	
		巨石積み	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-11	
		かごマット	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-11	
第9節 根固め工	1-7-10 吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	2-57	
	1-7-11 植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-56	
	1-7-12 覆土工		第1編 2-3-5 法面整形工	2-3	
	1-7-13 羽口工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-12	
		ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-12	
		かご枠	第3編 2-3-27 羽口工	2-12	
		連節ブロック張り	第3編 2-5-3-2 連節ブロック張り	2-18	
	1-8-3 場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-59	
	1-8-4 プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工	2-59	
	1-9-3 根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック工	2-9	
第10節 水制工	1-9-5 沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	2-10	
	1-9-6 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	2-10	
	1-9-7 かが工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-12	
		ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-12	
第11節 付帯道路工	1-10-3 沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	2-10	
	1-10-4 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	2-10	
	1-10-5 かが工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-12	
		ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-12	
第12節 付帯道路施設	1-10-8 杭出し水制工			2-71	
	1-11-3 路側防護柵工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	2-5	
	1-11-5 アスファルト舗装工		第3編 2-6-7 アスファルト舗装工	2-20	
	1-11-6 コンクリート舗装工		第3編 2-6-12 コンクリート舗装工	2-29	
	1-11-7 薄層カラー舗装工		第3編 2-6-13 薄層カラー舗装工	2-33	
	1-11-8 ブロック舗装工		第3編 2-6-14 ブロック舗装工	2-35	
	1-11-9 側溝工		第3編 2-3-29 側溝工	2-13	
	1-11-10 集水樹工		第3編 2-3-30 集水樹工	2-14	
	1-11-11 緑石工		第3編 2-3-5 緑石工	2-4	
	1-11-12 区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	2-6	
	1-10-3 沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	2-10	
	1-10-4 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	2-14	
1-10-5 かが工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16		
	ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16		
1-10-8 杭出し水制工			2-100		
第13節 光ケーブル配管工	1-11-3 路側防護柵工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	2-9	
	1-11-5 アスファルト舗装工		第3編 2-6-7 アスファルト舗装工	2-24	
	1-11-6 コンクリート舗装工		第3編 2-6-12 コンクリート舗装工	2-47	
	1-11-7 薄層カラー舗装工		第3編 2-6-13 薄層カラー舗装工	2-57	
	1-11-8 ブロック舗装工		第3編 2-6-14 ブロック舗装工	2-59	
	1-11-9 側溝工		第3編 2-3-29 側溝工	2-17	
	1-11-10 集水樹工		第3編 2-3-30 集水樹工	2-18	
1-12-3 道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	2-10		
1-12-4 標識工		第3編 2-3-6 小型標識工	2-8		
1-13-3 配管工			2-100		
1-13-4 ハンドホール工			2-101		
第2章 浚渫 (川)					
第2節 浚渫工 (ポンプ浚渫船)	2-2-2	浚渫船運転工 (民船・官船)		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	2-89

【改訂後】

【第6編 河川編】

章・節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 軽量盛土工	1-3-1		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編 2-7-4 表層安定処理工	2-64
	1-4-3		バイルネット工		第3編 2-7-5 バイルネット工	2-65
	1-4-4		パーチカルドレーン工		第3編 2-7-7 パーチカルドレーン工	2-66
	1-4-5		締固改良工		第3編 2-7-8 締固改良工	2-66
第5節 護岸基礎工	1-4-6		固結工		第3編 2-7-9 固結工	2-66
	1-5-3		基礎工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	2-19
第6節 矢板護岸工	1-5-4		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8
	1-6-3		笠コンクリート工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	2-19
第7節 法覆護岸工	1-6-4		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8
	1-7-3		コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-23
	1-7-4		護岸付属物工			2-100
	1-7-5		緑化ブロック工		第3編 2-5-4 緑化ブロック工	2-23
	1-7-6		環境護岸ブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-23
	1-7-7		石積 (張) 工		第3編 2-5-5 石積 (張) 工	2-23
	1-7-8		法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	2-85
	1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-15
				巨石積み	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-15
				かごマット	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-15
第8節 擁壁護岸工	1-7-10		吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	2-84
	1-7-11		植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-83
	1-7-12		覆土工		第1編 2-3-5 法面整形工	2-4
	1-7-13		羽口工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16
				ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16
				かご枠	第3編 2-3-27 羽口工	2-16
				連節ブロック張り	第3編 2-5-3-2 連節ブロック張り	2-22
第9節 根固め工	1-8-3		場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-87
	1-8-4		プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工	2-87
第10節 水制工	1-9-3		根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック工	2-13
	1-9-5		沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	2-14
	1-9-6		捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	2-14
	1-9-7		かが工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16
第11節 付帯道路工				ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16
	1-10-3		沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	2-14
	1-10-4		捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	2-14
	1-10-5		かが工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16
			ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16	
1-10-8		杭出し水制工			2-100	
第12節 付帯道路施設	1-11-3		路側防護柵工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	2-9
	1-11-5		アスファルト舗装工		第3編 2-6-7 アスファルト舗装工	2-24
	1-11-6		コンクリート舗装工		第3編 2-6-12 コンクリート舗装工	2-47
	1-11-7		薄層カラー舗装工		第3編 2-6-13 薄層カラー舗装工	2-57
	1-11-8		ブロック舗装工		第3編 2-6-14 ブロック舗装工	2-59
	1-11-9		側溝工		第3編 2-3-29 側溝工	2-17
	1-11-10		集水樹工		第3編 2-3-30 集水樹工	2-18
	1-11-11		緑石工		第3編 2-3-5 緑石工	2-8
	1-11-12		区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	2-10
	1-12-3		道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	2-10
	1-12-4		標識工		第3編 2-3-6 小型標識工	2-8
1-13-3		配管工			2-100	
1-13-4		ハンドホール工			2-101	
第2章 浚渫 (川)						
第2節 浚渫工 (ポンプ浚渫船)	2-2-2		浚渫船運転工 (民船・官船)		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	2-89

【改訂前】

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 付帯道路施設工	1-12-3 道路付属物工		第3編 2-3-10道路付属物工	2-6	
	1-12-4 標識工		第3編 2-3-6 小型標識工	2-4	
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3 配管工			2-72	
	1-13-4 ハンドホール工			2-73	
第2章 浚渫(川)					
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2 浚渫船運転工 (民船・官船)		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	2-61	
第3節 浚渫工(クラブ浚渫船)	2-3-2 浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	2-61	
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2 浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	2-61	
第3章 樋門・樋管					
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-3	
第4節 地盤改良工	3-4-2 固結工		第3編 2-7-9 固結工	2-40	
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-16	
	3-5-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-16	
	3-5-5 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-4	
	3-5-6 函渠工	本体工		2-73	
		ヒューム管		2-73	
		P C管		2-73	
		コルゲートパイプ		2-73	
		ダクタイル鋳鉄管		2-73	
		P C函渠	第3編 2-3-28プレキャストカルバート工	2-12	
		3-5-7 翼壁工		2-74	
		3-5-8 水叩工		2-74	
	第6節 護床工	3-6-3 根固めブロック工		第3編 2-3-17根固めブロック工	2-9
		3-6-5 沈床工		第3編 2-3-18沈床工	2-10
3-6-6 捨石工			第3編 2-3-19捨石工	2-10	
3-6-7 かご工		じゃかご ふとんかご	第3編 2-3-27羽口工	2-12	
			第3編 2-3-27羽口工	2-12	
第7節 水路工	3-7-3 側溝工		第3編 2-3-29側溝工	2-13	
	3-7-4 集水柵工		第3編 2-3-30集水柵工	2-14	
	3-7-5 暗渠工		第3編 2-3-29暗渠工	2-13	
	3-7-6 樋門接続暗渠工		第3編 2-3-28プレキャストカルバート工	2-12	
	第7節 付属物設置工	3-8-3 防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	2-5
3-8-7 階段工			第3編 2-3-22階段工	2-10	
第4章 水門					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編 2-12-3 桁製作工	2-47	
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編 2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-51	
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第3編 2-12-6 落橋防止装置製作工	2-52	
	4-3-6 鋼製排水管製作工		第3編 2-12-10 鋼製排水管製作工	2-53	
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第3編 2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-52	
	4-3-8 鋳造費		第3編 2-12-1 鋳造費	2-44	
	4-3-9 仮設材製作工		第3編 2-12-1 仮設材製作工	2-44	
	4-3-10 工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	2-54	
	第5節 軽量盛土工	4-5-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-3
		4-6-4 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-16
第6節 水門本体工	4-6-5 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-16	
	4-6-6 矢板工(遮水矢板)		第3編 2-3-4 矢板工	2-4	
	4-6-7 床版工			2-74	
	4-6-8 堰柱工			2-74	

【改訂後】

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 浚渫工(クラブ浚渫船)	2-3-2		浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	2-89	
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2		浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	2-89	
	2-4-2		浚渫船運転工 (面管理の場合)		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	2-90	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6	
第4節 地盤改良工	3-4-2		固結工		第3編 2-7-9 固結工	2-66	
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20	
	3-5-4		場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-20	
	3-5-5		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8	
	3-5-6		函渠工	本体工		2-101	
				ヒューム管		2-101	
				P C管		2-101	
				コルゲートパイプ		2-101	
				ダクタイル鋳鉄管		2-101	
	3-5-6			P C函渠	第3編 2-3-28プレキャストカルバート工	2-16	
	3-5-7		翼壁工			2-102	
	3-5-8		水叩工			2-102	
第6節 護床工	3-6-3		根固めブロック工		第3編 2-3-17根固めブロック工	2-13	
	3-6-5		沈床工		第3編 2-3-18沈床工	2-14	
	3-6-6		捨石工		第3編 2-3-19捨石工	2-14	
	3-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編 2-3-27羽口工	2-16	
					第3編 2-3-27羽口工	2-16	
第7節 水路工	3-7-3		側溝工		第3編 2-3-29側溝工	2-17	
	3-7-4		集水柵工		第3編 2-3-30集水柵工	2-18	
	3-7-5		暗渠工		第3編 2-3-29暗渠工	2-17	
	3-7-6		樋門接続暗渠工		第3編 2-3-28プレキャストカルバート工	2-16	
第8節 付属物設置工	3-8-3		防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	2-9	
	3-8-7		階段工		第3編 2-3-22階段工	2-14	
第4章 水門							
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編 2-12-3 桁製作工	2-74	
	4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編 2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-77	
	4-3-5		落橋防止装置製作工		第3編 2-12-6 落橋防止装置製作工	2-78	
	4-3-6		鋼製排水管製作工		第3編 2-12-10 鋼製排水管製作工	2-79	
	4-3-7		橋梁用防護柵製作工		第3編 2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-78	
	4-3-8		鋳造費		第3編 2-12-1 鋳造費	2-71	
	4-3-9		仮設材製作工		第3編 2-12-1 仮設材製作工	2-72	
	4-3-10		工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	2-80	
	第5節 軽量盛土工	4-5-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6
		4-6-4		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20
第6節 水門本体工	4-6-5		場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-20	
	4-6-6		矢板工(遮水矢板)		第3編 2-3-4 矢板工	2-8	
	4-6-7		床版工			2-102	
	4-6-8		堰柱工			2-102	
	4-6-9		門柱工			2-102	
	4-6-10		ゲート操作台工			2-102	
	4-6-11		胸壁工			2-102	
	4-6-12		翼壁工		第6編 3-5-7 翼壁工	2-102	
	4-6-13		水叩工		第6編 3-5-8 水叩工	2-102	
	第7節 護床工	4-7-3		根固めブロック工		第3編 2-3-17根固めブロック工	2-13
		4-7-5		沈床工		第3編 2-3-18沈床工	2-14
		4-7-6		捨石工		第3編 2-3-19捨石工	2-14
		4-7-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編 2-3-27羽口工	2-16
					第3編 2-3-27羽口工	2-16	
第8節 付属物設置工	4-8-3		防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	2-9	
	4-8-8		階段工		第3編 2-3-22階段工	2-14	

【改訂前】

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 水門本体工	4-6-9 門柱工			2-74	
	4-6-10 ゲート操作台工			2-74	
	4-6-11 胸壁工			2-74	
	4-6-12 翼壁工	第6編3-5-7 翼壁工		2-74	
	4-6-13 水叩工	第6編3-5-8 水叩工		2-74	
第7節 護床工	4-7-3 根固めブロック工		第3編2-3-17 根固めブロック工	2-9	
	4-7-5 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	2-10	
	4-7-6 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	2-10	
	4-7-7 かご工	じゃかご ふとんかご		第3編2-3-27 羽口工 第3編2-3-27 羽口工	2-12 2-12
	4-8-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	2-5	
第8節 付属物設置工	4-8-8 階段工		第3編2-3-22 階段工	2-10	
	4-9-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-55	
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-55	
	4-9-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-55	
	4-9-7 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-55	
	4-9-8 架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-55	
	4-9-9 架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-55	
	4-9-10 支承工		第10編4-5-10 支承工	2-105	
	4-10-2 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-14	
第11節 床版工	4-11-2 床版工		第3編2-18-2 床版工	2-62	
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	2-10	
	4-12-4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	2-106	
	4-12-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	2-106	
	4-12-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	2-106	
	4-12-7 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	2-106	
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2 プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	2-7	
	4-14-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	2-7	
	4-14-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-13 プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-8	
	4-14-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	2-8	
	4-14-6 支承工		第10編4-5-10 支承工	2-105	
	4-14-7 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-56	
	4-14-8 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-56	
	4-14-9 床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	2-62	
	4-14-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-106	
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-15-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-55
4-15-3 支承工			第10編4-5-10 支承工	2-105	
4-15-4 落橋防止装置工			第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-106	
4-15-5 PCホロースラブ製作工			第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-8	
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)		4-16-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	2-10
	4-16-4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	2-106	
	4-16-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	2-106	
	4-16-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	2-106	
	4-16-7 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	2-106	
第18節 舗装工	4-18-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	2-20	
	4-18-6 半たわみ性舗装工		第3編2-6-8 半たわみ性舗装工	2-23	

【改訂後】

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-81	
	4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-81	
	4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-81	
	4-9-7		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-81	
	4-9-8		架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-81	
	4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-81	
	4-9-10		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-133	
	第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2		現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-18
	第11節 床版工	4-11-2		床版工		第3編2-18-2 床版工	2-90
	第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2		伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	2-15
4-12-4			地覆工		第10編4-8-5 地覆工	2-134	
4-12-5			橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	2-134	
4-12-6			橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	2-134	
4-12-7			検査路工		第10編4-8-8 検査路工	2-134	
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	2-11	
	4-14-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	2-11	
	4-14-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-13 プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-12	
	4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	2-12	
	4-14-6		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-133	
	4-14-7		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-81	
	4-14-8		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-81	
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-14-9		床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	2-90	
	4-14-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-134	
	4-15-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-81	
	4-15-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-133	
	4-15-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-134	
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-15-5		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-12	
	4-16-2		伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	2-15	
	4-16-4		地覆工		第10編4-8-5 地覆工	2-134	
	4-16-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	2-134	
	4-16-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	2-134	
第18節 舗装工	4-16-7		検査路工		第10編4-8-8 検査路工	2-134	
	4-18-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	2-26	
	4-18-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8 半たわみ性舗装工	2-30	
	4-18-7		排水性舗装工		第3編2-6-9 排水性舗装工	2-36	
	4-18-8		透水性舗装工		第3編2-6-10 透水性舗装工	2-42	
第5章 堰	4-18-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11 グースアスファルト舗装工	2-44	
	4-18-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	2-47	
	4-18-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	2-57	
第3節 工場製作工	4-18-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14 ブロック舗装工	2-59	
	5-3-3		刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作工	2-72	
	5-3-4		桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	2-73	
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	2-77	
	5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-77	
	5-3-7		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	2-78	
	5-3-8		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	2-79	
	5-3-9		プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレビーム用桁製作工	2-79	

【改訂前】

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第18節 舗装工	4-18-7排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	2-25	
	4-18-8透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	2-27	
	4-18-9グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	2-28	
	4-18-10コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-29	
	4-18-11薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-33	
	4-18-12ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	2-35	
第5章 堰					
第3節 工場製作工	5-3-3刃口金物製作工		第3編2-12-1刃口金物製作工	2-46	
	5-3-4桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	2-47	
	5-3-5検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	2-51	
	5-3-6鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-51	
	5-3-7落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-52	
	5-3-8鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	2-53	
	5-3-9プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9プレビーム用桁製作工	2-53	
	5-3-10橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-52	
	5-3-11鋳造費		第3編2-12-1鋳造費	2-44	
	5-3-12アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	2-52	
	5-3-13仮設材製作工		第3編2-12-1仮設材製作工	2-46	
	5-3-14工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-54	
	第5節 軽量盛土工	5-5-2軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-3
	第6節 可動堰本体工	5-6-3既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-16
		5-6-4場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-16
5-6-5オープンケソン基礎工			第3編2-4-7オープンケソン基礎工	2-17	
5-6-6ニューマチックケーソン基礎工			第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-17	
5-6-7矢板工			第3編2-3-4矢板工	2-4	
5-6-8床版工			第3編2-18-2床版工	2-62	
5-6-9堰柱工			第6編4-6-8堰柱工	2-74	
5-6-10門柱工			第6編4-6-9門柱工	2-74	
5-6-11ゲート操作台工			第6編4-6-10ゲート操作台工	2-74	
5-6-12水叩工			第6編3-5-8水叩工	2-74	
5-6-13閘門工				2-74	
5-6-14土砂吐工				2-74	
5-6-15取付擁壁工			第3編2-15-1場所打擁壁工	2-59	
第7節 固定堰本体工		5-7-3既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-16
		5-7-4場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-16
	5-7-5オープンケソン基礎工		第3編2-4-7オープンケソン基礎工	2-17	
	5-7-6ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-17	
	5-7-7矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-4	
	5-7-8堰本体工			2-73	
	5-7-9水叩工			2-74	
	5-7-10土砂吐工			2-74	
	5-7-11取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-59	
	5-8-3魚道本体工			2-75	
第8節 魚道工	5-8-3魚道本体工			2-75	
第9節 管理橋下部工	5-9-2管理橋橋台工			2-75	
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-55	
	5-10-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-55	

【改訂後】

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 工場製作工	5-3-10		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-78	
	5-3-11		鋳造費		第3編2-12-1鋳造費	2-71	
	5-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	2-78	
	5-3-13		仮設材製作工		第3編2-12-1仮設材製作工	2-72	
	5-3-14		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-80	
第5節 軽量盛土工	5-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第6節 可動堰本体工	5-6-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	5-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20	
	5-6-5		オープンケソン基礎工		第3編2-4-7オープンケソン基礎工	2-21	
	5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-21	
	5-6-7		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8	
	5-6-8		床版工		第3編2-18-2床版工	2-90	
	5-6-9		堰柱工		第6編4-6-8堰柱工	2-102	
	5-6-10		門柱工		第6編4-6-9門柱工	2-102	
	5-6-11		ゲート操作台工		第6編4-6-10ゲート操作台工	2-102	
	5-6-12		水叩工		第6編3-5-8水叩工	2-102	
	5-6-13		閘門工			2-102	
5-6-14		土砂吐工			2-102		
5-6-15		[取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-87		
第7節 固定堰本体工	5-7-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	5-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20	
	5-7-5		オープンケソン基礎工		第3編2-4-7オープンケソン基礎工	2-21	
	5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-21	
	5-7-7		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8	
	5-7-8		堰本体工			2-102	
5-7-9		水叩工			2-102		
5-7-10		土砂吐工			2-102		
5-7-11		取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-87		
第8節 魚道工	5-8-3		魚道本体工			2-103	
第9節 管理橋下部工	5-9-2		管理橋橋台工			2-103	
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82	
	5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82	
	5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82	
	5-10-7		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82	
	5-10-8		架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82	
	5-10-9		架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82	
	5-10-10		支承工		第10編4-5-10支承工	2-133	
	第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
	第12節 床版工	5-12-2		床版工		第3編2-18-2床版工	2-90
	第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
5-13-4			地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-134	
5-13-5			橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-134	
5-13-6			橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-134	
5-13-7			検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-134	
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	2-11	
	5-15-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	2-11	
	5-15-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-12	
	5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-12	
5-15-6		支承工		第10編4-5-10支承工	2-133		

【改訂前】

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-6 架設工 (ケーブルエレクション架設)		第3編 2-13 架設工 (鋼橋)	2-55	
	5-10-7 架設工 (架設桁架設)		第3編 2-13 架設工 (鋼橋)	2-55	
	5-10-8 架設工 (送出し架設)		第3編 2-13 架設工 (鋼橋)	2-55	
	5-10-9 架設工 (トラベラークレーン架設)		第3編 2-13 架設工 (鋼橋)	2-55	
	5-10-10 支承工		第10編 4-5-10 支承工	2-105	
第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2 現場塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	2-14	
第12節 床版工	5-12-2 床版工		第3編 2-18-2 床版工	2-62	
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2 伸縮装置工		第3編 2-3-24 伸縮装置工	2-10	
	5-13-4 地覆工		第10編 4-8-5 地覆工	2-106	
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第10編 4-8-6 橋梁用防護柵工	2-106	
	5-13-6 橋梁用高欄工		第10編 4-8-7 橋梁用高欄工	2-106	
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	5-13-7 検査路工		第10編 4-8-8 検査路工	2-106	
	5-15-2 プレテンション桁製作工 (購入工)		第3編 2-3-12 プレテンション桁製作工 (購入工)	2-7	
	5-15-3 ポストテンション桁製作工		第3編 2-3-13 ポストテンション桁製作工	2-7	
	5-15-4 プレキャストセグメント製作工 (購入工)		第3編 2-3-13 プレキャストセグメント製作工 (購入工)	2-8	
	5-15-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編 2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	2-8	
第16節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋ホロースラブ橋)	5-15-6 支承工		第10編 4-5-10 支承工	2-105	
	5-15-7 架設工 (クレーン架設)		第3編 2-13 架設工 (コンクリート)	2-56	
	5-15-8 架設工 (架設桁架設)		第3編 2-13 架設工 (コンクリート)	2-56	
	5-15-9 床版・横組工		第3編 2-18-2 床版工	2-62	
	5-15-10 落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	2-106	
	5-16-2 架設支保工 (固定)		第3編 2-13 架設工	2-55	
	5-16-3 支承工		第10編 4-5-10 支承工	2-105	
	5-16-4 落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	2-106	
	5-16-5 PCホロースラブ製作工		第3編 2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-8	
	第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	5-17-2 架設支保工 (固定)		第3編 2-13 架設工	2-55
5-17-3 支承工			第10編 4-5-10 支承工	2-105	
5-17-4 PC箱桁製作工			第3編 2-3-16 PC箱桁製作工	2-9	
5-17-5 落橋防止装置工			第10編 4-8-3 落橋防止装置工	2-106	
5-18-2 伸縮装置工			第3編 2-3-24 伸縮装置工	2-10	
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	5-18-4 地覆工		第10編 4-8-5 地覆工	2-106	
	5-18-5 橋梁用防護柵工		第10編 4-8-6 橋梁用防護柵工	2-106	
	5-18-6 橋梁用高欄工		第10編 4-8-7 橋梁用高欄工	2-106	
	5-18-7 検査路工		第10編 4-8-8 検査路工	2-106	
第20節 付属物設置工	5-20-3 防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	2-5	
	5-20-7 階段工		第3編 2-3-22 階段工	2-10	
第6章 排水機場					
第3節 軽量盛土工	6-3-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-3	
第4節 機場本体工	6-4-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-16	
	6-4-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-16	
	6-4-5 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-4	
	6-4-6 本体工			2-76	
	6-4-7 燃料貯油槽工			2-76	
	第5節 沈砂池工	6-5-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-16
		6-5-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-16
6-5-5 矢板工			第3編 2-3-4 矢板工	2-4	
6-5-6 場所打擁壁工			第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-59	
6-5-7 コンクリート床版工			2-76		

【改訂後】

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	5-15-7		架設工 (クレーン架設)		第3編 2-13 架設工 (コンクリート)	2-82	
	5-15-8		架設工 (架設桁架設)		第3編 2-13 架設工 (コンクリート)	2-82	
	5-15-9		床版・横組工		第3編 2-18-2 床版工	2-90	
	5-15-10		落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	2-134	
第16節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋ホロースラブ橋)	5-16-2		架設支保工 (固定)		第3編 2-13 架設工	2-81	
	5-16-3		支承工		第10編 4-5-10 支承工	2-133	
	5-16-4		落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	2-134	
	5-16-5		PCホロースラブ製作工		第3編 2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-12	
	第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	5-17-2		架設支保工 (固定)		第3編 2-13 架設工	2-82
5-17-3			支承工		第10編 4-5-10 支承工	2-133	
5-17-4			PC箱桁製作工		第3編 2-3-16 PC箱桁製作工	2-13	
5-17-5			落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	2-134	
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)		5-18-2		伸縮装置工		第3編 2-3-24 伸縮装置工	2-14
	5-18-4		地覆工		第10編 4-8-5 地覆工	2-134	
	5-18-5		橋梁用防護柵工		第10編 4-8-6 橋梁用防護柵工	2-134	
	5-18-6		橋梁用高欄工		第10編 4-8-7 橋梁用高欄工	2-134	
	5-18-7		検査路工		第10編 4-8-8 検査路工	2-134	
第20節 付属物設置工	5-20-3		防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	2-9	
	5-20-7		階段工		第3編 2-3-22 階段工	2-14	
第6章 排水機場							
第3節 軽量盛土工	6-3-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6	
第4節 機場本体工	6-4-3		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20	
	6-4-4		場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-20	
	6-4-5		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8	
	6-4-6		本体工			2-104	
	6-4-7		燃料貯油槽工			2-104	
	第5節 沈砂池工	6-5-3		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20
		6-5-4		場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-20
6-5-5			矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8	
6-5-6			場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-87	
6-5-7			コンクリート床版工			2-104	
6-5-8			ブロック床版工		第3編 2-3-17 根固めブロック	2-13	
6-5-9			場所打水路工		第3編 2-3-29 場所打水路工	2-17	
第6節 吐出水槽工	6-6-3		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20	
	6-6-4		場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-20	
	6-6-5		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8	
	6-6-6		本体工		第6編 6-4-6 本体工	2-104	
第7章 床止め・床固め							
第3節 軽量盛土工	7-3-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6	
第4節 床止め工	7-4-4		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20	
	7-4-5		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8	
	7-4-6		本体工	床固め本体工			
				巨石張り	第3編 2-5-5 石積 (張) 工	2-23	
				根固めブロック	第3編 2-3-17 根固めブロック	2-13	
	7-4-7		取付擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-87	
	7-4-8		水叩工			2-105	
				巨石張り	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-15	
第5節 床固め工	7-5-4		本堤工		第6編 7-4-6 本体工	2-105	
	7-5-5		垂直壁工		第6編 7-4-6 本体工	2-105	
	7-5-6		側壁工			2-105	
	7-5-7		水叩工		第6編 7-4-8 水叩工	2-105	
第6節 山留擁壁工	7-6-3		コンクリート擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-87	
	7-6-4		ブロック積擁壁工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-23	
	7-6-5		石積擁壁工		第3編 2-5-5 石積 (張) 工	2-23	
	7-6-6		山留擁壁基礎工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	2-19	

【改訂前】

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 沈砂池工	6-5-8ブロック床版工		第3編2-3-17根固めブロック	2-9	
	6-5-9場所打水路工		第3編3-2-29場所打水路工	2-13	
第6節 吐出水槽工	6-6-3既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-16	
	6-6-4場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-16	
	6-6-5矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-4	
	6-6-6本体工		第6編6-4-6本体工	2-76	
第7章 床止め・床固め					
第3節 軽量盛土工	7-3-2軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-3	
	7-4-4既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-16	
第4節 床止め工	7-4-5矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-4	
	7-4-6本体工	床固め本体工		2-77	
		巨石張り	第3編2-5-5石積(張)工	2-19	
		根固めブロック	第3編2-3-17根固めブロック	2-9	
	7-4-7取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-59	
	7-4-8水叩工			2-77	
		巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-19	
第5節 床固め工	7-5-4本土工		第6編7-4-6本体工	2-77	
	7-5-5垂直壁工		第6編7-4-6本体工	2-77	
	7-5-6側壁工			2-77	
	7-5-7水叩工		第6編7-4-8水叩工	2-77	
第6節 山留擁壁工	7-6-3コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-59	
	7-6-4ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-18	
	7-6-5石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	2-19	
	7-6-6山留擁壁基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-15	
第8章 河川維持					
第7節 路面補修工	8-7-3不陸整正工		第1編2-3-6堤防天端工	2-2	
	8-7-4コンクリート舗装補修工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-29	
	8-7-5アスファルト舗装補修工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-20	
	8-7-6オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-62	
第8節 付属物復旧工	8-8-2付属物復旧工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-5	
第9節 付属物設置工	8-9-3防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-5	
	8-9-5付属物設置工		第3編2-3-10道路付属物工	2-6	
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3配管工		第6編1-13-3配管工	2-72	
	8-10-4ハンドホール工		第6編1-13-4ハンドホール工	2-73	
第12節 植栽維持工	8-12-3樹木・芝生管理工		第3編2-14-2植生工	2-56	
第9章 河川修繕					
第3節 軽量盛土工	9-3-2軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-3	
第4節 腹付工	9-4-2覆土工		第1編2-3-5法面整形工	2-2	
	9-4-3植生工		第3編2-14-2植生工	2-56	
第5節 側帯工	9-5-2縁切工	じゃかご工	第3編2-3-27羽口工	2-12	
		連節ブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工(連結ブロック張り)	2-18	
		コンクリートブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-18	
		石張り工	第3編2-5-5石積(張)工	2-19	
	9-5-3植生工		第3編2-14-2植生工	2-56	
	第6節 堤脚保護工	9-6-3石積工		第3編2-5-5石積(張)工	2-19
		9-6-4コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-18
第7節 管理用通路工		9-7-2防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-5
		9-7-4路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-37
	9-7-5舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-37	
	9-7-6オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-37	
	9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第3編2-3-29側溝工	2-13	
		集水樹工	第3編2-3-30集水樹工	2-14	
	9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-5縁石工	2-4	
第8節 現場塗装工	9-8-3付属物塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-14	
	9-8-4コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-6	

【改訂後】

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	8-7-3		不陸整正工		第1編2-3-6堤防天端工	2-4
	8-7-4		コンクリート舗装補修工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-47
	8-7-5		アスファルト舗装補修工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-24
第8節 付属物復旧工	8-8-2		付属物復旧工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
第9節 付属物設置工	8-9-3		防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	8-9-5		付属物設置工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3		配管工		第6編1-13-3配管工	2-100
	8-10-4		ハンドホール工		第6編1-13-4ハンドホール工	2-101
第12節 植栽維持工	8-12-3		樹木・芝生管理工		第3編2-14-2植生工	2-83
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	9-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 腹付工	9-4-2		覆土工		第1編2-3-5法面整形工	2-4
	9-4-3		植生工		第3編2-14-2植生工	2-83
第5節 側帯工	9-5-2		縁切工	じゃかご工	第3編2-3-27羽口工	2-16
				連節ブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工(連結ブロック張り)	2-22
				コンクリートブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
				石張り工	第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	9-5-3		植生工		第3編2-14-2植生工	2-86
第6節 堤脚保護工	9-6-3		石積工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	9-6-4		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
第7節 管理用通路工	9-7-2		防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	9-7-4		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-61
	9-7-5		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-61
	9-7-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-62
	9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第3編2-3-29側溝工	2-17
	9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-5縁石工	2-8
第8節 現場塗装工	9-8-3		付属物塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
	9-8-4		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-10

【改訂前】

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 堤防・護岸					
第3節 軽量盛土工	1-3-1 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-3	
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-39	
	1-4-3 バイルネット工		第3編2-7-5バイルネット工	2-39	
	1-4-4 パーチカルドレーン工		第3編2-7-7パーチカルドレーン工	2-40	
	1-4-5 締固改良工		第3編2-7-8締固改良工	2-40	
	1-4-6 固結工		第3編2-7-9固結工	2-40	
第5節 護岸基礎工	1-5-4 捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-10	
	1-5-5 場所打コンクリート工			2-78	
	1-5-6 海岸コンクリートブロック工			2-78	
	1-5-7 空コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-15	
	1-5-8 基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-15	
	1-5-9 矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-4	
	1-6-3 石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-19	
第6節 護岸工	1-6-4 海岸コンクリートブロック工			2-78	
	1-6-5 コンクリート被覆工			2-79	
	1-7-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-59	
第7節 擁壁工	1-7-3 場所打擁壁工			2-59	
第8節 天端被覆工	1-8-2 コンクリート被覆工			2-79	
第9節 波返工	1-9-3 波返工			2-79	
第10節 裏法被覆工	1-10-2 石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-19	
	1-10-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-18	
	1-10-4 コンクリート被覆工		第7編1-6-5コンクリート被覆工	2-79	
	1-10-5 法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-58	
第11節 カルバート工	1-11-3 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-12	
第12節 排水構造物工	1-12-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-13	
	1-12-4 集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-14	
	1-12-5 管渠工	プレキャストパイプ		第3編2-3-29暗渠工	2-13
		プレキャストボックス		第3編2-3-29暗渠工	2-13
		コルゲートパイプ		第3編2-3-29暗渠工	2-13
	タグタイル鋳鉄管		第3編2-3-29暗渠工	2-13	
	1-12-6 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-13	
第13節 付属物設置工	1-13-3 防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-5	
	1-13-6 階段工		第3編2-3-22階段工	2-10	
第14節 付帯道路工	1-14-3 路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-5	
	1-14-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-20	
	1-14-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-29	
	1-14-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-33	
	1-14-8 側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-13	
	1-14-9 集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-14	
	1-14-10 緑石工		第3編2-3-5緑石工	2-4	
	1-14-11 区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-6	
	1-15-3 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-6	
1-15-4 小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-4		

【改訂後】

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 堤防・護岸							
第3節 軽量盛土工	1-3-1		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-64	
	1-4-3		バイルネット工		第3編2-7-5バイルネット工	2-65	
	1-4-4		パーチカルドレーン工		第3編2-7-7パーチカルドレーン工	2-66	
	1-4-5		締固改良工		第3編2-7-8締固改良工	2-66	
	1-4-6		固結工		第3編2-7-9固結工	2-66	
	1-5-4		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14	
第5節 護岸基礎工	1-5-5		場所打コンクリート工			2-106	
	1-5-6		海岸コンクリートブロック工			2-106	
	1-5-7		笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19	
	1-5-8		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19	
1-5-9		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8		
第6節 護岸工	1-6-3		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23	
	1-6-4		海岸コンクリートブロック工			2-106	
	1-6-5		コンクリート被覆工			2-107	
第7節 擁壁工	1-7-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-87	
第8節 天端被覆工	1-8-2		コンクリート被覆工			2-107	
第9節 波返工	1-9-3		波返工			2-107	
第10節 裏法被覆工	1-10-2		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23	
	1-10-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22	
	1-10-4		コンクリート被覆工		第7編1-6-5コンクリート被覆工	2-107	
	1-10-5		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-85	
第11節 カルバート工	1-11-3		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16	
第12節 排水構造物工	1-12-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	1-12-4		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-18	
	1-12-5	管渠工		プレキャストパイプ		第3編2-3-29暗渠工	2-17
		プレキャストボックス		プレキャストボックス		第3編2-3-29暗渠工	2-17
		コルゲートパイプ		コルゲートパイプ		第3編2-3-29暗渠工	2-17
		タグタイル鋳鉄管		タグタイル鋳鉄管		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	1-12-6		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17	
第13節 付属物設置工	1-13-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9	
	1-13-6		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14	
第14節 付帯道路工	1-14-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9	
	1-14-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-24	
	1-14-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-47	
	1-14-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-57	
	1-14-8		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	1-14-9		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-18	
	1-14-10		緑石工		第3編2-3-5緑石工	2-8	
	1-14-11		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10	
	第15節 付帯道路施設工	1-15-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
		1-15-4		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8

【改訂前】

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 突堤・人工岬				
第3節 軽量盛土工	2-3-2		第1編2-4-3路体盛土工	2-3
第4節 突堤基礎工	2-4-4			2-80
	2-4-5			2-80
第5節 突堤本体工	2-5-2			2-80
	2-5-5			2-81
	2-5-6		第3編2-4-4既製杭工	2-16
	2-5-7		第3編2-4-4既製杭工	2-16
	2-5-8		第3編2-3-4矢板工	2-4
	2-5-9			2-81
	2-5-10			2-81
	2-5-11	ケーソン工製作		2-82
		ケーソン工据付		2-82
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		2-82
	2-5-12	セルラー工製作		2-83
	セルラー工据付		2-83	
	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		2-83	
第6節 根固め工	2-6-2			2-83
	2-6-3			2-84
第7節 消波工	2-7-2		第3編2-3-19捨石工	2-10
	2-7-3			2-84
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)				
第3節 海域堤基礎工	3-3-3			2-84
	3-3-4		第7編2-4-5吸出し防止工	2-80
第4節 海域堤本体工	3-4-2		第3編2-3-19捨石工	2-10
	3-4-3		第7編2-5-5海岸コンクリートブロック工	2-81
	3-4-4		第7編2-5-11ケーソン工	2-82
	3-4-5		第7編2-5-12セルラー工	2-83
	3-4-6		第7編2-5-10場所打ちコンクリート工	2-81
第4章 浚渫(海岸)				
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-61
第3節 浚渫工(グラブ船)	4-3-2		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-61
第5章 養浜				
第2節 軽量盛土工	5-2-2		第1編2-4-3路体盛土工	2-3
第3節 砂止工	5-3-2		第3編2-3-17根固めブロック工	2-9

【改訂後】

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 突堤・人工岬						
第3節 軽量盛土工	2-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 突堤基礎工	2-4-4		捨石工			2-108
	2-4-5		吸出し防止工			2-108
第5節 突堤本体工	2-5-2		捨石工			2-108
	2-5-5		海岸コンクリートブロック工			2-109
	2-5-6		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	2-5-7		詰杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	2-5-8		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	2-5-9		石枠工			2-109
	2-5-10		場所打コンクリート工			2-105
	2-5-11		ケーソン工	ケーソン工製作		2-110
				ケーソン工据付		2-44237
					突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)	2-110
	2-5-12		セルラー工	セルラー工製作		2-111
			セルラー工据付		2-111	
				突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)	2-111	
第6節 根固め工	2-6-2		捨石工			2-111
	2-6-3		根固めブロック工			2-112
第7節 消波工	2-7-2		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	2-7-3		消波ブロック工			2-112
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)						
第3節 海域堤基礎工	3-3-3		捨石工			2-112
	3-3-4		吸出し防止工		第7編2-4-5吸出し防止工	2-108
第4節 海域堤本体工	3-4-2		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	3-4-3		海岸コンクリートブロック工		第7編2-5-5海岸コンクリートブロック工	2-109
	3-4-4		ケーソン工		第7編2-5-11ケーソン工	2-110
	3-4-5		セルラー工		第7編2-5-12セルラー工	2-111
	3-4-6		場所打コンクリート工		第7編2-5-10場所打ちコンクリート工	2-109
第4章 浚渫(海岸)						
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-89
第3節 浚渫工(グラブ船)	4-3-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-89
第5章 養浜						
第2節 軽量盛土工	5-2-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第3節 砂止工	5-3-2		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13

【改訂前】

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 砂防堰堤					
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製堰堤製作工		第3編 2-12-3-3 桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	2-50	
	1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工			2-85	
	1-3-5 工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	2-54	
第5節 軽量盛土工	1-5-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-3	
第6節 法面工	1-6-2 植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-56	
	1-6-3 法面吹付け工		第3編 2-14-3 吹付け工	2-57	
	1-6-4 法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	2-58	
	1-6-6 アンカー工		第3編 2-14-6 アンカー工	2-58	
	1-6-7 かご工	じゃかご	第3編 2-3-27羽工	2-12	
		ふとんかご	第3編 2-3-27羽工	2-12	
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4 コンクリート堰堤本体工			2-85	
	1-8-5 コンクリート副堰堤工		第8編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	2-85	
	1-8-6 コンクリート側壁工			2-85	
	1-8-8 水叩工			2-86	
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5 鋼製堰堤本体工	不透過型		2-86	
		透過型		2-86	
	1-9-6 鋼製側壁工			2-88	
	1-9-7 コンクリート側壁工		第8編 1-8-6 コンクリート側壁工	2-85	
	1-9-9 水叩工		第8編 1-8-8 水叩工	2-86	
	1-9-10 現場塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	2-14	
第10節 護床工・根固め工	1-10-4 根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック工	2-9	
	1-10-6 沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	2-10	
	1-10-7 かご工	じゃかご	第3編 2-3-27羽工	2-12	
		ふとんかご	第3編 2-3-27羽工	2-12	
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	2-5	
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	2-5	
	1-12-5 アスファルト舗装工		第3編 2-6-7 アスファルト舗装工	2-20	
	1-12-6 コンクリート舗装工		第3編 2-6-12 コンクリート舗装工	2-29	
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第3編 2-6-13 薄層カラー舗装工	2-33	
	1-12-8 側溝工		第3編 2-3-29 側溝工	2-13	
	1-12-9 集水樹工		第3編 2-3-30 集水樹工	2-14	
	1-12-10 緑石工		第3編 2-3-5 緑石工	2-4	
	1-12-11 区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	2-6	
	第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	2-6
		1-13-4 小型標識工		第3編 2-3-6 小型標識工	2-4
第2章 流路					
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6	
第4節 流路護岸工	2-4-4 基礎工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	2-19	
	2-4-5 コンクリート擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-87	
	2-4-6 ブロック積擁壁工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
	2-4-7 石積擁壁工		第3編 2-5-5 石積 (張) 工	2-23	
	2-4-8 護岸付属物工		第6編 1-7-4 護岸付属物工	2-100	
	2-4-9 植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-83	

【改訂後】

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	1-3-3		鋼製堰堤製作工		第3編 2-12-3-3 桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	2-76
	1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			2-113
	1-3-5		工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	2-80
第5節 軽量盛土工	1-5-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6
第6節 法面工	1-6-2		植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-83
	1-6-3		法面吹付け工		第3編 2-14-3 吹付け工	2-84
	1-6-4		法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	2-85
	1-6-6		アンカー工		第3編 2-14-6 アンカー工	2-86
	1-6-7	じゃかご	かご工		第3編 2-3-27羽工	2-16
		ふとんかご			第3編 2-3-27羽工	2-16
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4		コンクリート堰堤本体工			2-113
	1-8-5		コンクリート副堰堤工		第8編 1-8-4 コンクリート堰堤本体工	2-113
	1-8-6		コンクリート側壁工			2-113
	1-8-8		水叩工			2-114
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		2-114
				透過型		2-116
	1-9-6		鋼製側壁工			2-116
	1-9-7		コンクリート側壁工		第8編 1-8-6 コンクリート側壁工	2-113
	1-9-9		水叩工		第8編 1-8-8 水叩工	2-114
	1-9-10		現場塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	2-18
第10節 護床工・根固め工	1-10-4		根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック工	2-13
	1-10-6		沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	2-14
	1-10-7		かご工	じゃかご	第3編 2-3-27羽工	2-16
				ふとんかご	第3編 2-3-27羽工	2-16
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3		防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	2-9
第12節 付帯道路工	1-12-3		路側防護柵工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	2-9
	1-12-5		アスファルト舗装工		第3編 2-6-7 アスファルト舗装工	2-24
	1-12-6		コンクリート舗装工		第3編 2-6-12 コンクリート舗装工	2-47
	1-12-7		薄層カラー舗装工		第3編 2-6-13 薄層カラー舗装工	2-57
	1-12-8		側溝工		第3編 2-3-29 側溝工	2-17
	1-12-9		集水樹工		第3編 2-3-30 集水樹工	2-18
	1-12-10		緑石工		第3編 2-3-5 緑石工	2-8
	1-12-11		区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	2-10
第13節 付帯道路施設工	1-13-3		道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	2-10
	1-13-4		小型標識工		第3編 2-3-6 小型標識工	2-8
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	2-3-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6
第4節 流路護岸工	2-4-4		基礎工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	2-19
	2-4-5		コンクリート擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-87
	2-4-6		ブロック積擁壁工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22
	2-4-7		石積擁壁工		第3編 2-5-5 石積 (張) 工	2-23
	2-4-8		護岸付属物工		第6編 1-7-4 護岸付属物工	2-100
	2-4-9		植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-83

【改訂前】

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	2-5-4 床固め本体内工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体内工	2-85
	2-5-5 垂直壁工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体内工	2-85
	2-5-6 側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	2-85
	2-5-7 水叩工		第8編1-8-8水叩工	2-86
	2-5-8 魚道工			2-88
第6節 根固め・水制工	2-6-4 根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-9
	2-6-6 捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-10
	2-6-7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-12
		ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-12
		かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-11
第7節 流路付属物設置工	2-7-2 階段工		第3編2-3-22階段工	2-10
	2-7-3 防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-5
第3章 斜面対策				
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-3
第4節 法面工	3-4-2 植生工		第3編2-14-2植生工	2-56
	3-4-3 吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-57
	3-4-4 法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-58
	3-4-5 かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-12
		ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-12
	3-4-6 アンカー工 (プレキャストコンクリート板)		第3編2-14-6アンカー工	2-58
	3-4-7 抑止アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-58
第5節 擁壁工	3-5-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-17
	3-5-4 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-59
	3-5-5 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-59
	3-5-6 補強土壁工		第3編2-15-3補強土壁工	2-60
	3-5-7 井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	2-60
	3-5-8 落石防護工		第10編1-11-5落石防護柵工	2-95
	第6節 山腹水路工	3-6-3 山腹集水路・排水路工		第3編2-3-29場所排水路工
3-6-4 山腹明暗渠工				2-88
3-6-5 山腹暗渠工			第3編2-3-29暗渠工	2-13
3-6-6 現場排水路工			第3編2-3-29場所排水路工	2-13
3-6-7 集水樹工			第3編2-3-30集水樹工	2-14
第7節 地下水排除工	3-7-4 集排水ボーリング工			2-89
	3-7-5 集水井工			2-89
第8節 地下水遮断工	3-8-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-59
	3-8-4 固結工		第3編2-7-9固結工	2-41
	3-8-5 矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-4
第9節 抑止杭工	3-9-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-16
	3-9-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-16
	3-9-5 シャフト工 (深礎工)		第3編2-4-6深礎工	2-17
	3-9-6 合成杭工			2-89

【改訂後】

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	2-5-4		床固め本体内工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体内工	2-113
	2-5-5		垂直壁工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体内工	2-113
	2-5-6		側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	2-113
	2-5-7		水叩工		第8編1-8-8水叩工	2-114
	2-5-8		魚道工			
第6節 根固め・水制工	2-6-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	2-6-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	2-6-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-19
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-19
		かごマット		第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
第7節 流路付属物設置工	2-7-2		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
	2-7-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第3章 斜面対策						
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 法面工	3-4-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-83
	3-4-3		吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-84
	3-4-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-85
	3-4-5		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
	3-4-6		アンカー工 (プレキャストコンクリート板)		第3編2-14-6アンカー工	2-86
	3-4-7		抑止アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-86
第5節 擁壁工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-5-4		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-86
	3-5-5		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-87
	3-5-6		補強土壁工		第3編2-15-3補強土壁工	2-88
	3-5-7		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	2-88
3-5-8		落石防護工		第10編1-11-5落石防護柵工	2-123	
第6節 山腹水路工	3-6-3		山腹集水路・排水路工		第3編2-3-29場所排水路工	2-17
	3-6-4		山腹明暗渠工			2-116
	3-6-5		山腹暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	3-6-6		現場排水路工		第3編2-3-29場所排水路工	2-17
	3-6-7		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
第7節 地下水排除工	3-7-4		集排水ボーリング工			2-117
	3-7-5		集水井工			2-117
第8節 地下水遮断工	3-8-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-87
	3-8-4		固結工		第3編2-7-9固結工	2-66
	3-8-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第9節 抑止杭工	3-9-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	3-9-5		シャフト工 (深礎工)		第3編2-4-6深礎工	2-21
	3-9-6		合成杭工			2-117

【改訂前】

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム				
第4節 ダムコンクリート工	1-4 コンクリートダム工 (本体)			2-90
	1-4 コンクリートダム工 (水叩)			2-90
	1-4 コンクリートダム工 (副ダム)			2-91
	1-4 コンクリートダム工 (導流壁)			2-92
第2章 フィルダム				
第4節 盛立工	2-4-5 コアの盛立			2-93
	2-4-6 フィルターの盛立			2-93
	2-4-7 ロックの盛立			2-93
	2 フィルダム (洪水吐)			2-94
第3章 基礎グラウチング				
第3節 ボーリング工	3-3 ボーリング工			2-94

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2-95
		工場塗装工	第3編 2-12-11 工場塗装工	2-54
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編 2-7-4 表層安定処理工	2-39
	1-4-3 置換工		第3編 2-7-3 置換工	2-38
	1-4-4 サンドマット工		第3編 2-7-6 サンドマット工	2-39
	1-4-5 パーチカルドレーン工		第3編 2-7-7 パーチカルドレーン工	2-40
	1-4-6 締固改良工		第3編 2-7-8 締固改良工	2-40
	1-4-7 固結工		第3編 2-7-9 固結工	2-40
第5節 法面工	1-5-2 植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-56
	1-5-3 法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	2-57
	1-5-4 法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	2-58
	1-5-6 アンカー工		第3編 2-14-6 アンカー工	2-58
	1-5-7 かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-12
		ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-12
第6節 軽量盛土工	1-6-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-3
第7節 擁壁工	1-7-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-16
	1-7-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-16
	1-7-5 場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-59
	1-7-6 プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工	2-59
	1-7-7 補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-60
		多数アンカー式補強土工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-60
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-60
	1-7-8 井桁ブロック工		第3編 2-15-4 井桁ブロック工	2-60
第8節 石・ブロック積(張)工	1-8-3 コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-18
	1-8-4 石積(張)工		第3編 2-5-5 石積(張)工	2-19
	1-9-4 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-16
第9節 カルバート工	1-9-5 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-16
	1-9-6 場所打函渠工			2-95
	1-9-7 プレキャストカルバート工		第3編 2-3-28 プレキャストカルバート工	2-12

【改訂後】

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	1-4		コンクリートダム工 (本体)			2-118
	1-4		コンクリートダム工 (水叩)			2-118
	1-4		コンクリートダム工 (副ダム)			2-119
	1-4		コンクリートダム工 (導流壁)			2-120
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	2-4-5		コアの盛立			2-121
	2-4-6		フィルターの盛立			2-121
	2-4-7		ロックの盛立			2-121
	2		フィルダム (洪水吐)			2-122
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	3-3		ボーリング工			2-122

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2-123
			工場塗装工	工場塗装工	第3編 2-12-11 工場塗装工	2-80
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編 2-7-4 表層安定処理工	2-64
	1-4-3		置換工		第3編 2-7-3 置換工	2-63
	1-4-4		サンドマット工		第3編 2-7-6 サンドマット工	2-65
	1-4-5		パーチカルドレーン工		第3編 2-7-7 パーチカルドレーン工	2-66
	1-4-6		締固改良工		第3編 2-7-8 締固改良工	2-66
	1-4-7		固結工		第3編 2-7-9 固結工	2-66
第5節 法面工	1-5-2		植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-83
	1-5-3		法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	2-83
	1-5-4		法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	2-85
	1-5-6		アンカー工		第3編 2-14-6 アンカー工	2-86
	1-5-7		かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16
				ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16
第6節 軽量盛土工	1-6-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6
第7節 擁壁工	1-7-3		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20
	1-7-4		場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-20
	1-7-5		場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-87
	1-7-6		プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工	2-87
	1-7-7		補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-88
				多数アンカー式補強土工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-88
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-88
	1-7-8		井桁ブロック工		第3編 2-15-4 井桁ブロック工	2-88
第8節 石・ブロック積(張)工	1-8-3		コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22
	1-8-4		石積(張)工		第3編 2-5-5 石積(張)工	2-23
第9節 カルバート工	1-9-4		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20
	1-9-5		場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	2-20
	1-9-6		場所打函渠工			2-123
	1-9-7		プレキャストカルバート工		第3編 2-3-28 プレキャストカルバート工	2-16

【改訂前】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 排水構造物工(小型水路工)	1-10-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-13	
	1-10-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-13	
	1-10-5 集水樹・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	2-14	
	1-10-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-13	
	1-10-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-13	
	1-10-8 排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	2-13	
第11節 落石雪害防止工	1-11-4 落石防止網工			2-95	
	1-11-5 落石防護柵工			2-95	
	1-11-6 防雪柵工			2-96	
	1-11-7 雪崩予防柵工			2-96	
第12節 遮音壁工	1-12-4 遮音壁基礎工			2-96	
	1-12-5 遮音壁本体工			2-96	
第2章 舗装					
第3節 地盤改良工	2-3-2 表層安定処理工		第3編2-7-4 表層安定処理工	2-39	
	2-3-3 置換工		第3編2-7-3 置換工	2-38	
第4節 舗装工	2-4-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	2-20	
	2-4-6 半たわみ性舗装工		第3編2-6-8 半たわみ性舗装工	2-23	
	2-4-7 排水性舗装工		第3編2-6-9 排水性舗装工	2-25	
	2-4-8 透水性舗装工		第3編2-6-10 透水性舗装工	2-27	
	2-4-9 グラスアスファルト舗装工		第3編2-6-11 グラスアスファルト舗装工	2-28	
	2-4-10 コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	2-29	
	2-4-11 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	2-33	
	2-4-12 ブロック舗装工		第3編2-6-14 ブロック舗装工	2-35	
	2-4 歩道路盤工			2-97	
	2-4 取合舗装路盤工			2-97	
	2-4 路肩舗装路盤工			2-97	
	2-4 歩道舗装工			2-97	
	2-4 取合舗装工			2-97	
	2-4 路肩舗装工			2-97	
2-4 表層工			2-97		
第5節 排水構造物工(路面排水工)	2-5-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-13	
	2-5-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-13	
	2-5-5 集水樹(街渠樹)・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	2-14	
	2-5-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-13	
	2-5-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-13	
	2-5-8 排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	2-13	
	2-5-9 排水性舗装用路肩排水工			2-98	
	第6節 緑石工	2-6-3 緑石工		第3編2-3-5 緑石工	2-4
	第7節 踏掛版工	2-7-4 踏掛版工	コンクリート工		2-98
ラバーシュー				2-98	
アンカーボルト				2-98	
第8節 防護柵工	2-8-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	2-5	
	2-8-4 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	2-5	
	2-8-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	2-5	
	2-8-6 車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	2-5	
第9節 標識工	2-9-3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	2-4	
	2-9-4 大型標識工	標識基礎工		2-98	
		標識柱工		2-98	

【改訂後】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 排水構造物工(小型水路工)	1-10-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	1-10-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	1-10-5		集水樹・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	2-18	
	1-10-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17	
	1-10-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17	
	1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	2-17	
第11節 落石雪害防止工	1-11-4		落石防止網工			2-123	
	1-11-5		落石防護柵工			2-123	
	1-11-6		防雪柵工			2-124	
	1-11-7		雪崩予防柵工			2-124	
第12節 遮音壁工	1-12-4		遮音壁基礎工			2-124	
	1-12-5		遮音壁本体工			2-124	
第2章 舗装							
第3節 地盤改良工	2-3-2		表層安定処理工		第3編2-7-4 表層安定処理工	2-64	
	2-3-3		置換工		第3編2-7-3 置換工	2-63	
第4節 舗装工	2-4-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	2-24	
	2-4-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8 半たわみ性舗装工	2-30	
	2-4-7		排水性舗装工		第3編2-6-9 排水性舗装工	2-36	
	2-4-8		透水性舗装工		第3編2-6-10 透水性舗装工	2-42	
	2-4-9		グラスアスファルト舗装工		第3編2-6-11 グラスアスファルト舗装工	2-44	
	2-4-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	2-47	
	2-4-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	2-57	
	2-4-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14 ブロック舗装工	2-59	
	2-4		歩道路盤工			2-125	
	2-4		取合舗装路盤工			2-125	
	2-4		路肩舗装路盤工			2-125	
	2-4		歩道舗装工			2-125	
	2-4		取合舗装工			2-125	
	2-4		路肩舗装工			2-125	
2-4		表層工			2-125		
第5節 排水構造物工(路面排水工)	2-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	2-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	2-5-5		集水樹(街渠樹)・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	2-18	
	2-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17	
	2-5-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17	
	2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			2-126	
	第6節 緑石工	2-6-3		緑石工		第3編2-3-5 緑石工	2-8
	第7節 踏掛版工	2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		2-126
				ラバーシュー		2-126	
				アンカーボルト		2-126	
第8節 防護柵工	2-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	2-9	
	2-8-4		防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	2-9	
	2-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	2-9	
	2-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	2-9	
第9節 標識工	2-9-3		小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	2-8	
	2-9-4		大型標識工	標識基礎工		2-126	
				標識柱工		2-126	
第10節 区画線工	2-10-2		区画線工		第3編2-3-9 区画線工	2-10	

【改訂前】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 区画線工	2-10-2 区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-6	
第12節 道路付属施設工	2-12-4 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-6	
	2-12-5 ケーブル配管工			2-99	
		ハンドホール		2-99	
	2-12-6 照明工	照明柱基礎工		2-99	
第13節 橋梁付属物工	2-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-10	
第3章 橋梁下部					
第3節 工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作工	2-45	
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			2-100	
	3-3-4 アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	2-51	
	3-3-5 工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-53	
	3-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-3	
第5節 軽量盛土工	3-6-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-16	
	3-6-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-16	
	3-6-5 深礎工		第3編2-4-6 深礎工	2-17	
	3-6-6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-17	
	3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-17	
	3-6-8 橋台躯体工			2-101	
	第7節 RC橋脚工	3-7-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-16
		3-7-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-16
3-7-5 深礎工			第3編2-4-6 深礎工	2-17	
3-7-6 オープンケーソン基礎工			第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-17	
3-7-7 ニューマチックケーソン基礎工			第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-17	
3-7-8 鋼管矢板基礎工			第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	2-18	
3-7-9 橋脚躯体工		張出式		2-102	
		重力式	第10編3-7-9 橋脚躯体工	2-102	
		半重力式	第10編3-7-9 橋脚躯体工	2-102	
		ラーメン式		2-103	
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-16	
	3-8-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-16	
	3-8-5 深礎工		第3編2-4-6 深礎工	2-17	
	3-8-6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-17	
	3-8-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-17	
	3-8-8 鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	2-18	
	3-8-9 橋脚フーチング工	I型・T型		2-103	
		門型		2-104	
	3-8-10 橋脚架設工	I型・T型		2-104	
		門型		2-104	
				2-104	
				2-104	
第9節 護岸基礎工	3-8-12 現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-14	
	3-9-3 基礎工		第3編2-4-3 基礎工 (護岸)	2-15	
	3-9-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-4	
第10節 矢板護岸工	3-10-3 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工 (護岸)	2-15	
	3-10-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-4	
第11節 法覆護岸工	3-11-2 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	2-18	
	3-11-3 護岸付属物工		第6編1-7-4 護岸付属物工	2-71	
	3-11-4 緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	2-19	
	3-11-5 環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	2-18	
				2-18	

【改訂後】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 道路付属施設工	2-12-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10	
	2-12-5		ケーブル配管工	ハンドホール		2-127	
	2-12-6		照明工	照明柱基礎工		2-127	
第13節 橋梁付属物工	2-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14	
第3章 橋梁下部							
第3節 工場製作工	3-3-2		刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作工	2-72	
	3-3-3		鋼製橋脚製作工			2-128	
	3-3-4		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	2-78	
	3-3-5		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-80	
	3-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-6	
第5節 軽量盛土工	3-6-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20	
	3-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20	
	3-6-5		深礎工		第3編2-4-6 深礎工	2-21	
	3-6-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21	
	3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21	
	3-6-8		橋台躯体工			2-129	
	第7節 RC橋脚工	3-7-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
		3-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
3-7-5			深礎工		第3編2-4-6 深礎工	2-21	
3-7-6			オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21	
3-7-7			ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21	
3-7-8			鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	2-22	
3-7-9			橋脚躯体工	張出式		2-130	
				重力式	第10編3-7-9 橋脚躯体工	2-130	
				半重力式	第10編3-7-9 橋脚躯体工	2-130	
				ラーメン式		2-130	
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20	
	3-8-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20	
	3-8-5		深礎工		第3編2-4-6 深礎工	2-21	
	3-8-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21	
	3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21	
	3-8-8		鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	2-22	
	3-8-9		橋脚フーチング工	I型・T型		2-131	
				門型		2-132	
	3-8-10		橋脚架設工	I型・T型		2-132	
				門型		2-132	
						2-132	
						2-18	
第9節 護岸基礎工	3-9-3		基礎工		第3編2-4-3 基礎工 (護岸)	2-19	
	3-9-4		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8	
第10節 矢板護岸工	3-10-3		笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工 (護岸)	2-19	
	3-10-4		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8	
第11節 法覆護岸工	3-11-2		コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
	3-11-3		護岸付属物工		第6編1-7-4 護岸付属物工	2-100	
	3-11-4		緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	2-23	
	3-11-5		環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
	3-11-6		石積 (張) 工		第3編2-5-5 石積 (張) 工	2-23	
3-11-7		法枠工		第3編2-14-4 法枠工	2-85		

【改訂前】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 法覆護岸工	3-11-6石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-19	
			第3編2-14-4法枠工	2-58	
	3-11-8多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-11	
		巨石積み	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-11	
		かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-11	
	3-11-9吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-57	
	3-11-10植生工		第3編2-14-2植生工	2-56	
	3-11-11覆土工		第1編2-3-5法面整形工	2-2	
	3-11-12羽口工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-12	
		ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-12	
		かご枠	第3編2-3-27羽口工	2-12	
		連節ブロック張り	第3編2-5-3-2連節ブロック張り	2-18	
	第12節 擁壁護岸工	3-12-3場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-59
		3-12-4プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-59
第4章 鋼橋上部					
第3節 工場製作工					
第3節 工場製作工	4-3-3桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	2-47	
	4-3-4検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	2-51	
	4-3-5鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-51	
			第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-52	
	4-3-6落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-52	
	4-3-7鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	2-53	
	4-3-8橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-52	
	4-3-9橋梁用高欄製作工			2-105	
	4-3-10横断歩道橋製作工		第3編2-12-3桁製作工	2-47	
	4-3-11鋳造費		第3編2-12-1鋳造費	2-44	
	4-3-12アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	2-52	
	4-3-13工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-54	
	第5節 鋼橋架設工	4-5-4架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	2-55
4-5-5架設工(ケーブルクレーン架設)			第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設)	2-55	
4-5-6架設工(ケーブルエレクション架設)			第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設)	2-55	
4-5-7架設工(架設桁架設)			第3編2-13 架設工(架設桁架設)	2-55	
4-5-8架設工(送出し架設)			第3編2-13 架設工(送出し架設)	2-55	
4-5-9架設工(トラベラークレーン架設)			第3編2-13 架設工(トラベラークレーン架設)	2-55	
4-5-10支承工				2-105	
第6節 橋梁現場塗装工		4-6-3現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-14
		第7節 床版工		第3編2-18-2床版工	2-62
第8節 橋梁付属物工		4-8-2伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-10
	4-8-3落橋防止措置工			2-106	
	4-8-5地覆工			2-106	
	4-8-6橋梁用防護柵工			2-106	
	4-8-7橋梁用高欄工			2-106	
	4-8-8検査路工			2-106	

【改訂後】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 法覆護岸工	3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
				巨石積み	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
				かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
	3-11-9			吹付工	第3編2-14-3吹付工	2-84	
	3-11-10			植生工	第3編2-14-2植生工	2-83	
	3-11-11			覆土工	第1編2-3-5法面整形工	2-4	
	3-11-12			羽口工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
					ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
	3-11-12			羽口工	かご枠	第3編2-3-27羽口工	2-16
					連節ブロック張り	第3編2-5-3-2連節ブロック張り	2-22
第12節 擁壁護岸工	3-12-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-87	
	3-12-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-87	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工							
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	2-74	
	4-3-4		検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	2-77	
	4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-77	
	4-3-6		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-78	
	4-3-7		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	2-79	
	4-3-8		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-78	
	4-3-9		橋梁用高欄製作工			2-133	
	4-3-10		横断歩道橋製作工		第3編2-12-3桁製作工	2-74	
	4-3-11		鋳造費		第3編2-12-1鋳造費	2-70	
	4-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	2-78	
	4-3-13		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-80	
	第5節 鋼橋架設工	4-5-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	2-81
		4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設)	2-81
4-5-6			架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設)	2-81	
4-5-7			架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	2-81	
4-5-8			架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(送出し架設)	2-81	
4-5-9			架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工(トラベラークレーン架設)	2-81	
4-5-10			支承工			2-133	
第6節 橋梁現場塗装工		4-6-3		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第7節 床版工		4-7-2		床版工		第3編2-18-2床版工	2-90
第8節 橋梁付属物工		4-8-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	4-8-3		落橋防止措置工			2-134	
	4-8-5		地覆工			2-134	
	4-8-6		橋梁用防護柵工			2-134	
	4-8-7		橋梁用高欄工			2-134	
4-8-8		検査路工			2-134		

【改訂前】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第9節 歩道橋本体工	4-9-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-16
	4-9-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-16
	4-9-5 橋脚フーチング工	I型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	2-103
	4-9-5 橋脚フーチング工	T型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	2-103
	4-9-6 歩道橋(側道橋) 架設工		第3編2-13 橋梁架設工	2-55
	4-9-7 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-14
	第5章 コンクリート橋上部			
第3節 工場製作工	5-3-2 プレベーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレベーム用桁製作工	2-53
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-52
	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-51
	5-3-5 検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	2-51
	5-3-6 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	2-54
	5-3-7 鋳造費		第3編2-12-1 鋳造費	2-44
	第5節 PC橋工	5-5-2 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)
		スラブ橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	2-7
5-5-3 ポストテンション桁製作工			第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	2-7
5-5-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)			第3編2-3-14 プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-8
5-5-5 プレキャストセグメント主桁組立工			第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	2-8
5-5-6 支承工			第10編4-5-10 支承工	2-105
5-5-7 架設工(クレーン架設)			第3編2-13 架設工(クレーン架設)	2-55
5-5-8 架設工(架設桁架設)			第3編2-13 架設工(架設桁架設)	2-55
5-5-9 床版・横組工			第3編2-18-2 床版工	2-62
5-5-10 落橋防止装置工			第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-106
第6節 プレベーム桁橋工	5-6-2 プレベーム桁製作工(現場)			2-98
	5-6-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	2-105
	5-6-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	2-55
	5-6-5 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	2-55
	5-6-6 床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	2-62
	5-6-9 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-106
	第7節 PCホロースラブ橋工	5-7-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工
5-7-3 支承工			第10編4-5-10 支承工	2-105
5-7-4 PCホロースラブ製作工			第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-8
5-7-5 落橋防止装置工			第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-106
第8節 RCホロースラブ橋工		5-8-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工
	5-8-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	2-105
	5-8-4 RC場所打ホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-8
	5-8-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-106
第9節 PC版桁橋工	5-9-2 PC版桁製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-8
第10節 PC箱桁橋工	5-10-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-55
	5-10-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	2-105
	5-10-4 PC箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工	2-9
	5-10-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-106

【改訂後】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 歩道橋本体工	4-9-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	4-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	4-9-5	I型	橋脚フーチング工	I型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	2-131
	4-9-5	T型	橋脚フーチング工	T型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	2-131
	4-9-6		歩道橋(側道橋) 架設工		第3編2-13 橋梁架設工	2-81
	4-9-7		現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-18
	第5章 コンクリート橋上部					
第3節 工場製作工	5-3-2		プレベーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレベーム用桁製作工	2-79
	5-3-3		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-78
	5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-77
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	2-77
	5-3-6		工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	2-80
	5-3-7		鋳造費		第3編2-12-1 鋳造費	2-71
	第5節 PC橋工	5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)
				スラブ橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	2-11
5-5-3			ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	2-11
5-5-4			プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-14 プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-12
5-5-5			プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
5-5-6			支承工		第10編4-5-10 支承工	2-133
5-5-7			架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	2-81
5-5-8			架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	2-81
5-5-9			床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	2-90
5-5-10			落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-134
第6節 プレベーム桁橋工	5-6-2		プレベーム桁製作工(現場)			2-135
	5-6-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-133
	5-6-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	2-81
	5-6-5		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	2-81
	5-6-6		床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	2-90
	5-6-9		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-134
第7節 PCホロースラブ橋工	5-7-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-81
	5-7-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-133
	5-7-4		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-12
	5-7-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-134
	第8節 RCホロースラブ橋工	5-8-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工
5-8-3			支承工		第10編4-5-10 支承工	2-133
5-8-4			RC場所打ホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-12
5-8-5			落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-134
第9節 PC版桁橋工	5-9-2		PC版桁製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-12
第10節 PC箱桁橋工	5-10-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-81
	5-10-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-133
	5-10-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工	2-13
	5-10-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-134

【改訂前】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2 PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	2-9
	5-11-3 支承工		第10編4-5-10支承工	2-105
	5-11-4 架設工(片持架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート橋)	2-56
第12節 PC押出し箱桁橋工	5-12-2 PC押出し箱桁製作工		第3編2-3-16PC押出し箱桁製作工	2-9
	5-12-3 架設工(押出し架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート橋)	2-56
第13節 橋梁付属物工	5-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-10
	5-13-4 地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-106
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-106
	5-13-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-106
	5-13-7 検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-106
第6章 トンネル(NATM)				
第4節 支保工	6-4-3 吹付工			2-107
	6-4-4 ロックボルト工			2-107
第5節 覆工	6-5-3 覆工コンクリート工			2-108
	6-5-4 側壁コンクリート工		第10編6-5-3 覆工コンクリート工	2-108
	6-5-5 床版コンクリート工			2-108
第6節 インバート工	6-6-4 インバート本体工			2-109
第7節 坑内付帯工	6-7-5 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-13
第8節 坑門工	6-8-4 坑門本体工			2-109
	6-8-5 明り巻工			2-110
第11章 共同溝				
第3節 工場製作工	11-3-3 工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-54
第6節 現場打構築工	11-6-2 現場打躯体工			2-111
	11-6-4 カラー継手工			2-111
	11-6-5 防水工	防水		2-111
		防水保護工		2-111
		防水壁		2-112
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2 プレキャスト躯体工			2-112
第12章 電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	12-5-2 管路工(管路部)			2-112
	12-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)			2-113
	12-5-4 現場打ちボックス工(特殊部)		第10編11-6-2 現場打躯体工	2-111
第6節 付帯設備工	12-6-2 ハンドホール工			2-113
第13章 情報ボックス工				
第3節 情報ボックス工	13-3-3 管路工(管路部)		第10編12-5-2 管路工(管路部)	2-112
第4節 付帯設備工	13-4-2 ハンドホール工		第10編12-6-2 ハンドホール工	2-113
第14章 道路維持				
第4節 舗装工	14-4-3 路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-37
	14-4-4 舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-61
	14-4-5 切削オーバーレイ工			2-114
	14-4-6 オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-37
	14-4-7 路上再生工			2-114
	14-4-8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-33

【改訂後】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2		PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	2-13
	5-11-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-133
	5-11-4		架設工(片持架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート橋)	2-81
第12節 PC押出し箱桁橋工	5-12-2		PC押出し箱桁製作工		第3編2-3-16PC押出し箱桁製作工	2-13
	5-12-3		架設工(押出し架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート橋)	2-81
第13節 橋梁付属物工	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-134
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-134
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-134
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-134
第6章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	6-4-3		吹付工			2-134
	6-4-4		ロックボルト工			2-135
第5節 覆工	6-5-3		覆工コンクリート工			2-136
	6-5-4		側壁コンクリート工		第10編6-5-3 覆工コンクリート工	2-136
	6-5-5		床版コンクリート工			2-136
第6節 インバート工	6-6-4		インバート本体工			2-136
第7節 坑内付帯工	6-7-5		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
第8節 坑門工	6-8-4		坑門本体工			2-137
	6-8-5		明り巻工			2-138
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	11-3-3		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-80
第6節 現場打構築工	11-6-2		現場打躯体工			2-139
	11-6-4		カラー継手工			2-139
	11-6-5		防水工	防水		2-139
				防水保護工		2-139
				防水壁		2-140
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2		プレキャスト躯体工			2-140
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	12-5-2		管路工(管路部)			2-140
	12-5-3		プレキャストボックス工(特殊部)			2-141
	12-5-4		現場打ちボックス工(特殊部)		第10編11-6-2 現場打躯体工	2-139
第6節 付帯設備工	12-6-2		ハンドホール工			2-141
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	13-3-3		管路工(管路部)		第10編12-5-2 管路工(管路部)	2-140
第4節 付帯設備工	13-4-2		ハンドホール工		第10編12-6-2 ハンドホール工	2-141
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	14-4-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-61
	14-4-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-61
	14-4-5		切削オーバーレイ工			2-142
	14-4-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-62
	14-4-7		路上再生工			2-142
	14-4-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-57

【改訂前】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 排水構造物工	14-5-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-13	
	14-5-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工		
	14-5-5 集水枡・マンホール工		第3編2-3-30集水枡工	2-14	
	14-5-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-13	
	14-5-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-13	
	14-5-8 排水工		第3編2-3-29側溝工	2-13	
	第6節 防護柵工	14-6-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	2-5
14-6-4 防止柵工			第3編2-3-7 防止柵工	2-5	
14-6-5 ボックスビーム工			第3編2-3-8 路側防護柵工	2-5	
14-6-6 車止めポスト工			第3編2-3-7 防止柵工	2-5	
第7節 標識工	14-7-3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	2-4	
	14-7-4 大型標識工		第10編2-9-4 大型標識工	2-98	
第8節 道路付属施設工	14-8-4 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-6	
	14-8-5 ケーブル配管工		第10編2-12-5 ケーブル配管工	2-99	
	14-8-6 照明工		第10編2-12-6 照明工	2-99	
第9節 軽量盛土工	14-9-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-3	
第10節 擁壁工	14-10-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-59	
	14-10-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	2-59	
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	2-18	
	14-11-4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	2-19	
第12節 カルバート工	14-12-4 場所打函渠工		第10編1-9-6 場所打函渠工	2-95	
	14-12-5 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	2-12	
第13節 法面工	14-13-2 植生工		第3編2-14-2 植生工	2-56	
	14-13-3 法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	2-57	
	14-13-4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	2-58	
	14-13-6 アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	2-58	
	14-13-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	2-12	
第15節 橋梁付属物工	14-15-2 伸縮継手工		第3編2-3-24 伸縮装置工	2-10	
	14-15-4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	2-106	
	14-15-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	2-106	
	14-15-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	2-106	
	14-15-7 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	2-106	
第17節 現場塗装工	14-17-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11 コンクリート面塗装工	2-6	
第16章 道路修繕					
第3節 工場製作工	16-3-4 桁補強材製作工			2-115	
	16-3-5 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	2-50	
第5節 舗装工	16-5-3 路面切削工		第3編2-6-15 路面切削工	2-37	
	16-5-4 舗装打換え工		第3編2-6-16 舗装打換え工	2-37	
	16-5-5 切削オーバーレイ工		第10編14-4-5 切削オーバーレイ工	2-114	
	16-5-6 オーバーレイ工		第3編2-6-17 オーバーレイ工	2-37	
	16-5-7 路上再生工		第10編14-4-7 路上再生工	2-114	
	16-5-8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	2-33	
	第6節 排水構造物工	16-6-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-13
		16-6-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-13
16-6-5 集水枡・マンホール工			第3編2-3-30集水枡工	2-14	
16-6-6 地下排水工			第3編2-3-29暗渠工	2-13	
16-6-7 場所打水路工			第3編2-3-29場所打水路工	2-13	
16-6-8 排水工			第3編2-3-29側溝工	2-13	

【改訂後】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 排水構造物工	14-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	14-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	14-5-5		集水枡・マンホール工		第3編2-3-30集水枡工	2-18	
	14-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-18	
	14-5-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-18	
	14-5-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	2-18	
	第6節 防護柵工	14-6-3		路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	2-9
		14-6-4		防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	2-9
14-6-5			ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	2-9	
14-6-6			車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	2-9	
14-7-3			小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	2-8	
14-7-4			大型標識工		第10編2-9-4 大型標識工	2-126	
第8節 道路付属施設工	14-8-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10	
	14-8-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5 ケーブル配管工	2-127	
	14-8-6		照明工		第10編2-12-6 照明工	2-127	
	14-9-2		軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-6	
第10節 擁壁工	14-10-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-87	
	14-10-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	2-87	
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
	14-11-4		石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	2-23	
第12節 カルバート工	14-12-4		場所打函渠工		第10編1-9-6 場所打函渠工	2-123	
	14-12-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	2-16	
第13節 法面工	14-13-2		植生工		第3編2-14-2 植生工	2-83	
	14-13-3		法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	2-84	
	14-13-4		法枠工		第3編2-14-4 法枠工	2-85	
	14-13-6		アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	2-86	
	14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	2-16	
第15節 橋梁付属物工	14-15-2		伸縮継手工		第3編2-3-24 伸縮装置工	2-14	
	14-15-4		地覆工		第10編4-8-5 地覆工	2-134	
	14-15-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	2-134	
	14-15-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	2-134	
	14-15-7		検査路工		第10編4-8-8 検査路工	2-134	
第17節 現場塗装工	14-17-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11 コンクリート面塗装工	2-10	
第16章 道路修繕							
第3節 工場製作工	16-3-4		桁補強材製作工			2-143	
	16-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	2-78	
第5節 舗装工	16-5-3		路面切削工		第3編2-6-15 路面切削工	2-61	
	16-5-4		舗装打換え工		第3編2-6-16 舗装打換え工	2-61	
	16-5-5		切削オーバーレイ工		第10編14-4-5 切削オーバーレイ工	2-142	
	16-5-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17 オーバーレイ工	2-62	
	16-5-7		路上再生工		第10編14-4-7 路上再生工	2-142	
	16-5-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	2-57	
	第6節 排水構造物工	16-6-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
		16-6-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
16-6-5			集水枡・マンホール工		第3編2-3-30集水枡工	2-18	
16-6-6			地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17	
16-6-7			場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17	
16-6-8			排水工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
第7節 縁石工	16-7-5		縁石工		第3編2-3-5 縁石工	2-8	

【改訂前】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第7節 縁石工	17-7-3 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	2-4	
第8節 防護柵工	16-8-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	2-5	
	16-8-4 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	2-5	
	16-8-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	2-5	
	16-8-6 車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	2-5	
第9節 標識工	16-9-3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	2-4	
	16-9-4 大型標識工		第10編2-9-4 大型標識工	2-97	
	16-10-2 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	2-6	
第12節 道路付属施設工	16-12-4 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	2-6	
	16-12-5 ケーブル配管工		第10編2-12-5 ケーブル配管工	2-99	
	16-12-6 照明工		第10編2-12-6 照明工	2-99	
	16-13-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-3	
第14節 擁壁工	16-14-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-59	
	16-14-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	2-59	
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	2-18	
	16-15-4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	2-19	
第16節 カルバート工	16-16-4 場所打函渠工		第10編1-9-6 場所打函渠工	2-95	
	16-16-5 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	2-12	
第17節 法面工	16-17-2 植生工		第3編2-14-2 植生工	2-56	
	16-17-3 法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	2-57	
	16-17-4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	2-58	
	16-17-6 アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	2-58	
	16-17-7 かが工	じゃかご ふとんかご		第3編2-3-27 羽口工	2-12
	16-17-7 かが工	じゃかご ふとんかご		第3編2-3-27 羽口工	2-12
第18節 落石雪害防止工	18-18-4 落石防止網工		第10編1-11-4 落石防止網工	2-95	
	18-18-5 落石防護柵工		第10編1-11-5 落石防護柵工	2-95	
	18-18-6 防雪柵工		第10編1-11-6 防雪柵工	2-96	
	18-18-7 雪崩予防柵工		第10編1-11-7 雪崩予防柵工	2-96	
	16-20-3 鋼桁補強工		第10編16-3-4 桁補強材製作工	2-115	
第20節 鋼桁工	16-21-3 鋼橋支承工		第10編4-5-10 支承工	2-105	
	16-21-4 PC橋支承工		第10編4-5-10 支承工	2-105	
第22節 橋梁付属物工	16-22-3 伸縮継手工		第3編2-3-24 伸縮措置工	2-10	
	16-22-4 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-106	
	16-22-6 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	2-106	
	16-22-7 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	2-106	
	16-22-8 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	2-106	
	16-22-9 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	2-106	
第25節 現場塗装工	16-25-3 橋梁塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-14	
	16-25-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11 コンクリート面塗装工	2-6	

【改訂後】

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第8節 防護柵工	16-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	2-9	
	16-8-4		防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	2-9	
	16-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	2-9	
	16-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	2-9	
第9節 標識工	16-9-3		小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	2-8	
	16-9-4		大型標識工		第10編2-9-4 大型標識工	2-126	
第10節 区画線工	16-10-2		区画線工		第3編2-3-9 区画線工	2-10	
第12節 道路付属施設工	16-12-4		道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	2-10	
	16-12-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5 ケーブル配管工	2-127	
	16-12-6		照明工		第10編2-12-6 照明工	2-127	
第13節 軽量盛土工	16-13-2		軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-6	
第14節 擁壁工	16-14-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-87	
	16-14-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	2-87	
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
	16-15-4		石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	2-23	
第16節 カルバート工	16-16-4		場所打函渠工		第10編1-9-6 場所打函渠工	2-123	
	16-16-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	2-16	
第17節 法面工	16-17-2		植生工		第3編2-14-2 植生工	2-83	
	16-17-3		法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	2-84	
	16-17-4		法枠工		第3編2-14-4 法枠工	2-85	
	16-17-6		アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	2-86	
	16-17-7			かが工	じゃかご	第3編2-3-27 羽口工	2-16
					ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	2-16
第18節 落石雪害防止工	18-18-4		落石防止網工		第10編1-11-4 落石防止網工	2-123	
	18-18-5		落石防護柵工		第10編1-11-5 落石防護柵工	2-123	
	18-18-6		防雪柵工		第10編1-11-6 防雪柵工	2-124	
	18-18-7		雪崩予防柵工		第10編1-11-7 雪崩予防柵工	2-124	
第20節 鋼桁工	16-20-3		鋼桁補強工		第10編16-3-4 桁補強材製作工	2-143	
第21節 橋梁支承工	16-21-3		鋼橋支承工		第10編4-5-10 支承工	2-133	
	16-21-4		PC橋支承工		第10編4-5-10 支承工	2-133	
第22節 橋梁付属物工	16-22-3		伸縮継手工		第3編2-3-24 伸縮措置工	2-14	
	16-22-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-134	
	16-22-6		地覆工		第10編4-8-5 地覆工	2-134	
	16-22-7		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	2-134	
	16-22-8		橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	2-134	
	16-22-9		検査路工		第10編4-8-8 検査路工	2-134	
第25節 現場塗装工	16-25-3		橋梁塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-18	
	16-25-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11 コンクリート面塗装工	2-10	

【改訂前】

【第11編 農業農村整備編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 ほ場整備工事				
第3節 整地工	2-3-1 整地工	表土扱い		2-116
		基盤造成		2-116
		表土整地		2-116
		畦畔復旧		2-116
	2-3-4 暗渠排水工	吸水渠		2-116
		集水渠(支線) 導水渠(本線)		2-116
第7節 道路工	2-7-1 1 砂利舗装工	道路工(砂利道)		2-117
第3章 農用地造成工事				
第5節 畑面工	3-5-1 畑面工	耕起深耕		2-118
		テラス(階段畑)		2-118
		土壌改良		2-118
		改良山成		2-118
第6節 道路工	3-6 道路工	耕作道		2-118
第5章 水路トンネル工事				
第5節 トンネル工	5-5-1 トンネル掘削工	支保工		2-119
		コンクリート覆工		2-119
第6章 水路工事				
第6節 開渠工	6-6-2 現場打ち開渠工	現場打開水路		2-120
	6-6-3 プレキャスト開渠工	鉄筋コンクリート大型フリューム		2-121
		鉄筋コンクリートL型水路		2-121
第7節 暗渠工	6-7-2 現場打ち暗渠工	現場打サイホン		2-120
		現場打暗渠		2-121
	6-7-3 プレキャスト暗渠工	ボックスカルバート水路		2-121
第8章 管水路工事				
第5節 管体基礎工	8-5-1 砂基礎工	砂砂利等		2-122
第6節 管体工	8-6 管水路	遠心力鉄筋コンクリート管		2-122
		ダクタイル鋳鉄管		2-122
		強化プラスチック複合管		2-122
		硬質塩化ビニル管		2-123
		鋼管		2-124
		管敷設		2-124
		V型開先(両面溶接)		2-125
		V型開先テーブ付き直管(両面溶接)		2-125
		V型開先(片面溶接)		2-125
		V型開先(片面裏当溶接)		2-126
		X型開先(両面溶接)		2-126
		X型開先テーブ付き直管(両面溶接)		2-127
		周継手溶接		2-127 2-128

【改訂後】

【第11編 農業農村整備編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 ほ場整備工事						
第3節 整地工	2-3-1		整地工	表土扱い		2-144
				基盤造成		2-144
				表土整地		2-144
				畦畔復旧		2-144
	2-3-4		暗渠排水工	吸水渠		2-144
				集水渠(支線) 導水渠(本線)		2-144
第7節 道路工	2-7-11		砂利舗装工	道路工(砂利道)		2-145
第3章 農用地造成工事						
第5節 畑面工	3-5-1		畑面工	耕起深耕		2-146
				テラス(階段畑)		2-146
				土壌改良		2-146
				改良山成		2-146
第6節 道路工	3-6		道路工	耕作道		2-146
第5章 水路トンネル工事						
第5節 トンネル工	5-5-1		トンネル掘削工	支保工		2-147
				コンクリート覆工		2-147
第6章 水路工事						
第6節 開渠工	6-6-2		現場打ち開渠工	現場打開水路		2-148
	6-6-3		プレキャスト開渠工	鉄筋コンクリート大型フリューム		2-149
				鉄筋コンクリートL型水路		2-149
第7節 暗渠工	6-7-2		現場打ち暗渠工	現場打サイホン		2-148
				現場打暗渠		2-149
	6-7-3		プレキャスト暗渠工	ボックスカルバート水路		2-149
第8章 管水路工事						
第5節 管体基礎工	8-5-1			砂砂利等		2-150
第6節 管体工	8-6		管水路	遠心力鉄筋コンクリート管		2-150
				ダクタイル鋳鉄管		2-150
				強化プラスチック複合管		2-150
				硬質塩化ビニル管		2-151
				鋼管		2-152
				管敷設		2-152
				V型開先(両面溶接)		2-153
				V型開先テーブ付き直管(両面溶接)		2-153
				V型開先(片面溶接)		2-153
				V型開先(片面裏当溶接)		2-154
				X型開先(両面溶接)		2-154
				X型開先テーブ付き直管(両面溶接)		2-155
				周継手溶接		2-155 2-156

【改訂前】

【第11編 農業農村整備編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 管体工	8-6 管水路	周継手溶接テープ付き直管		2-129
		すみ肉溶接		2-129 2-130
		放射線透過試験		2-130
		素地調整		2-131
		エポキシ樹脂塗装		2-131
		ジョイントコート		2-132
		たわみ率		2-133
		シールド工事 (一次覆工)		2-134
		シールド工事 (二次覆工)		2-134
第9章 畑かん施設工事				
第2節 末端工	9-2-2 散水支管設置工	スプリンクラー		2-135
第18章 ため池改修工事				
第3節 堤体工	18-3 堤体工	堤体工		2-136
第5節 洪水吐工	18-5-1 洪水吐工	洪水吐工		2-136
第6節 取水施設工	18-6 取水施設工	樋管工		2-137
		同上付帯構造物		2-137
参考資料				
管水路（コンクリート二次製品）のジョイント間隔				2-138
管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔				2-139
管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔				2-140
放射線透過試験による点検の項目と判断基準				2-141
塗覆装の方式及びその厚さ				2-142
管水路ジョイント間隔測定結果一覧表				2-143

【改訂後】

【第11編 農業農村整備編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 管体工	8-6		管水路	周継手溶接テープ付き直管		2-157
				すみ肉溶接		2-157 2-158
				放射線透過試験		2-158
				素地調整		2-159
				エポキシ樹脂塗装		2-159
				ジョイントコート		2-160
				たわみ率		2-161
				シールド工事 (一次覆工)		2-162
				シールド工事 (二次覆工)		2-162
第9章 畑かん施設工事						
第2節 末端工	9-2-2		散水支管設置工	スプリンクラー		2-163
第18章 ため池改修工事						
第3節 堤体工	18-3		堤体工	堤体工		2-164
第5節 洪水吐工	18-5-1		洪水吐工	洪水吐工		2-164
第6節 取水施設工	18-6		取水施設工	樋管工		2-165
				同上付帯構造物		2-165
参考資料						
管水路（コンクリート二次製品）のジョイント間隔						2-166
管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔						2-167
管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔						2-168
放射線透過試験による点検の項目と判断基準						2-169
塗覆装の方式及びその厚さ						2-170
管水路ジョイント間隔測定結果一覧表						2-171

【改訂前】

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
※第3編 土木工事共通編					
第2章 一般施工					
第3節 共通の工種	2-3-29 側溝工	コルゲートパイプ工		2-13	
		合成樹脂管		2-13	
	2-5-3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-19	
		コンクリートブロック張り		2-19	
	2-5-5 石積(張)工	転石積		2-19	
雑石積			2-19		
巨石積等			2-19		
第10節 仮設工	2-10-2 仮設道路工	開設、補修工		2-144	
	2-10-19 仮設防護柵				
第15節 擁壁工 共通	2-15-1 現場打擁壁工			2-59	
	2-15-2 プレキャスト擁壁工			2-59	
	2-15-3 補強土壁工	補強土(ferrom) 壁工法		2-60	
		多数ferrom式補強土壁工法		2-60	
ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法			2-60		
第12編 森林土木編					
第2章 林道工事					
第3節 道路土工	2-3 道路土工	中心線		2-145	
		横断線		2-145	
		路盤工		2-145	
		コンクリート路面工		2-146	
第4節 排水施設工	2-4-2 洗越工	流末工		2-146	
		洗越工		2-146	
	2-4-3 呑口工及び吐口工	現場打擁壁工	第3編 2-15-1 場所打擁壁工		2-59
		コンクリートブロック工	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工		2-19
		石積(張)工	第3編 2-5-5 石積(張)工		2-19
		ふとんかご、かご枠	第3編 2-3-27羽口工		2-12
	2-4-4 流木除け工及び土砂止め工	ふとんかご、かご枠	第3編 2-3-27羽口工		2-12
	2-4-5 流末工				2-146
	2-4-6 側溝工	素堀、植生工			2-146
	第7節 植生工			第3編 2-14-2 植生工	2-56
			第3編 2-14-3 吹付工	2-56	

【改訂後】

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
※第3編 土木工事共通編								
第2章 一般施工								
第3節 共通の工種	2-3-29		側溝工	コルゲートパイプ工		2-17		
				合成樹脂管		2-17		
	2-5-3		コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-22		
				コンクリートブロック張り		2-22		
				2-5-5	石積(張)工	転石積		2-22
	雑石積		2-22					
	巨石積等		2-22					
第10節 仮設工	2-10-2		仮設道路工	開設、補修工		2-172		
	2-10-19		仮設防護柵					
第15節 擁壁工 共通	2-15-1		現場打擁壁工			2-87		
	2-15-2		プレキャスト擁壁工			2-87		
	2-15-3		補強土壁工	補強土(ferrom) 壁工法		2-88		
				多数ferrom式補強土壁工法		2-88		
ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法					2-88			
第12編 森林土木編								
第2章 林道工事								
第3節 道路土工	2-3		道路土工	中心線		2-173		
				横断線		2-173		
				路盤工		2-173		
				コンクリート路面工		2-174		
第4節 排水施設工	2-4-2		洗越工	流末工		2-174		
				洗越工		2-174		
	2-4-3		呑口工及び吐口工	現場打擁壁工	第3編 2-15-1 場所打擁壁工		2-87	
				コンクリートブロック工	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工		2-22	
				石積(張)工	第3編 2-5-5 石積(張)工		2-23	
				ふとんかご、かご枠	第3編 2-3-27羽口工		2-16	
	2-4-4			流木除け工及び土砂止め工	ふとんかご、かご枠	第3編 2-3-27羽口工		2-16
	2-4-5			流末工				2-174
	2-4-6			側溝工	素堀、植生工			2-174
	第7節 植生工					第3編 2-14-2 植生工	2-83	
					第3編 2-14-3 吹付工	2-84		

【改訂前】

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3章 溪間工事				
第1節 コンクリートダム工	3-1 コンクリートダム本体工	コンクリートダム本体工		2-147
		コンクリート副ダム工		2-147
		護岸工・水制工	各種の工法により、該当する規格、基準を適用する。	-
	3-1 側壁工			2-147
	3-1 水叩工・底張り工 (底板及び基礎工)			2-147
	3-1 鋼製ダム工			
第4節 緑化工	2-4-1 一般事項		第12編 4-8 柵工	2-149
			第12編 4-9-5 筋工	2-149
第4章 山腹工事				
第3節 法切工				
第4節 土留工	4-4-1 土留工	石積(張)工	第3編 2-5 石積(張)工	2-19
		コンクリートブロック工	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-19
		現場打擁壁工	第3編 2-15 擁壁工	2-59
	4-4-2 丸太積土留工			
	4-4-3 土のう積土留工			
第5節 埋設工	4-5-2 土留工	石積(張)工	第3編 2-5-5 石積(張)工	2-19
		現場打擁壁工	第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-59
	4-5-3 柵工		第12編 4-8-2 柵工	2-149
第6節 暗渠工	4-6-2 礫暗渠工		第3編 2-3-29 側溝工(暗渠工)	2-13
	4-6-3 鉄線管暗渠工		第3編 2-3-27 羽口工(じゃかご)	2-12
	4-6-4 その他二次製品を用いた暗渠工		第3編 2-3-29 側溝工(暗渠工)	2-13
	4-6-5 ボーリング暗渠工		第8編 3-7 地下水排除工	2-89
第7節 水路工	4-7-2 張芝水路工			2-149
	4-7-3 練張及び空張水路工		第12編 4-7-2 張芝水路工	2-149
	4-7-4 鋼製及びコンクリート二次製品水路工		第12編 4-7-2 張芝水路工	2-149
	4-7-5 丸太柵及び網柵水路工		第12編 4-8-2 柵工	2-149
	4-7-6 土のう等緑化二次製品水路工		第12編 4-7-2 張芝水路工	2-149
第8節 柵工	4-8-2 編柵工			2-149
	4-8-3 木柵及び丸太柵工		第12編 4-8-2 柵工	2-149
	4-8-4 コンクリート板柵工		第12編 4-8-2 柵工	2-149
	4-8-5 鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工		第12編 4-8-2 柵工	2-149
第9節 筋工	4-9-2 石筋工		第12編 4-8-2 柵工	2-149
	4-9-3 蓋筋工		第12編 4-9-5 その他二次製品を用いた筋工	2-149
	4-9-4 丸太筋工		第12編 4-8-2 柵工	2-149
	4-9-5 その他二次製品を用いた筋工			2-149
第11節 吹付工			第3編 2-14-3 吹付工	2-57
第12節 法枠工			第3編 2-14-4 法枠工	2-58

【改訂後】

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章 溪間工事						
第1節 コンクリートダム工	3-1		コンクリートダム本体工	コンクリートダム本体工		2-175
				コンクリート副ダム工		2-175
				護岸工・水制工	各種の工法により、該当する規格、基準を適用する。	-
	3-1		側壁工			2-175
	3-1		水叩工・底張り工 (底板及び基礎工)			2-175
	3-1		鋼製ダム工			2-175
第4節 緑化工	2-4-1		一般事項		第12編 4-8 柵工	2-177
					第12編 4-9-5 筋工	2-177
第4章 山腹工事						
第3節 法切工						
第4節 土留工	4-4-1		土留工	石積(張)工	第3編 2-5-5 石積(張)工	2-23
				コンクリートブロック工	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22
				現場打擁壁工	第3編 2-15 擁壁工	2-87
	4-4-2		丸太積土留工			
	4-4-3		土のう積土留工			
第5節 埋設工	4-5-2		土留工	石積(張)工	第3編 2-5-5 石積(張)工	2-23
				現場打擁壁工	第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-87
	4-5-3		柵工		第12編 4-8 柵工	2-177
第6節 暗渠工	4-6-2			礫暗渠工	第3編 2-3-29 側溝工(暗渠工)	2-17
				鉄線管暗渠工	第3編 2-3-27 羽口工(じゃかご)	2-16
	4-6-4			その他二次製品を用いた暗渠工	第3編 2-3-29 側溝工(暗渠工)	2-17
	4-6-5			ボーリング暗渠工	第8編 3-7 地下水排除工	2-117
第7節 水路工	4-7-2			張芝水路工		2-177
	4-7-3			練張及び空張水路工	第12編 4-7-2 張芝水路工	2-177
	4-7-4			鋼製及びコンクリート二次製品水路工	第12編 4-7-2 張芝水路工	2-177
	4-7-5			丸太柵及び網柵水路工	第12編 4-8-2 柵工	2-177
	4-7-6			土のう等緑化二次製品水路工	第12編 4-7-2 張芝水路工	2-177
第8節 柵工	4-8-2			編柵工		2-177
	4-8-3			木柵及び丸太柵工	第12編 4-8-2 柵工	2-177
	4-8-4			コンクリート板柵工	第12編 4-8-2 柵工	2-177
	4-8-5			鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工	第12編 4-8-2 柵工	2-177
第9節 筋工	4-9-2			石筋工	第12編 4-8-2 柵工	2-177
	4-9-3			蓋筋工	第12編 4-9-5 その他二次製品を用いた筋工	2-177
	4-9-4			丸太筋工	第12編 4-8-2 柵工	2-177
	4-9-5			その他二次製品を用いた筋工		2-177
第11節 吹付工					第3編 2-14-3 吹付工	2-83
第12節 法枠工					第3編 2-14-4 法枠工	2-85

【改訂前】

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第13節 植栽工			第12編第5章森林整備工事	2-151	
第14節 落石防止工	4-14-2 鋼製落石防止壁工			2-150	
	4-14-3 落石防止網工			2-150	
第15節 地すべり防止工			第3編2-14法面工	2-57	
			第8編3斜面对策	-	
第5章 森林整備工事					
第2節 植栽工	5-2-4 地拵え工			2-151	
	5-2-5 植え付け工			2-151	
	5-2-6 施肥工	第12編5-2植栽工		2-151	
	5-2-7 支保(支柱工)工	第12編5-2植栽工		2-151	
	5-2-8 補植工	第12編5-2植栽工		2-151	
	5-2-9 追肥工	第12編5-2植栽工		2-152	
第3節 風倒木整理工					
第4節 保育	5-4-1 下刈り工			2-152	
	5-4-2 つる切り工			2-152	
	5-4-3 本数調整伐工、受光伐工、除伐工			2-153	
	5-4-4 枝落とし工			2-153	
	5-4-5 追肥工			2-152	
	5-4-6 雪起こし工(倒木起こし)			2-154	
	5-4-7 病虫獣害防除工			2-154	
	5-4-8 除草剤散布工			2-154	
第5節 簡易治山施設工			第12編4章山腹工事		
第6節 作業歩道整備工	5-6-1 作業歩道作設工			2-154	
	5-6-2 作業歩道補修工	第12編5-6-1 作業歩道作設工		2-154	
第6章 海岸防災林造成(森林造成)工					
第2節 森林造成工	6-2-1 盛土工		第1編2-3-3盛土工	2-1	
			第3編2-14-2植生工	2-56	
	6-2-2 覆砂工(伏工、砂草植栽)		第3編2-14-2植生工		2-56
			第3編2-14-2植生工		2-56
	6-2-3 実播工			2-154	
	6-2-4 防風工			2-146	
	6-2-5 排水工	第12編2-4-6側溝工		2-154	
	6-2-6 静砂工(静砂垣)	第12編6-2-4防風工		2-151	
6-2-7 植栽工	第12編5-2-5植付け工				
第7章 保安林管理道工事					
第1節 適用	7-1-1 開設工		第12編2林道工事	2-145	
	7-1-1 舗装工		第3編2-6アスファルト舗装工	2-20	
参考資料					
森林整備工事における標準地の取扱いについて				2-155	

【改訂後】

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 植栽工					第12編第5章森林整備工事	2-179
第14節 落石防止工	4-14-2		鋼製落石防止壁工			2-178
	4-14-3		落石防止網工			2-178
第15節 地すべり防止工					第3編2-14法面工	2-85
					第8編3斜面对策	-
第5章 森林整備工事						
第2節 植栽工	5-2-4		地拵え工			2-179
	5-2-5		植え付け工			2-179
	5-2-6		施肥工		第12編5-2植栽工	2-179
	5-2-7		支保(支柱工)工		第12編5-2植栽工	2-179
	5-2-8		補植工		第12編5-2植栽工	2-179
	5-2-9		追肥工		第12編5-2植栽工	2-180
第3節 風倒木整理工						
第4節 保育	5-4-1		下刈り工			2-180
	5-4-2		つる切り工			2-180
	5-4-3		本数調整伐工、受光伐工、除伐工			2-181
	5-4-4		枝落とし工			2-181
	5-4-5		追肥工			2-180
	5-4-6		雪起こし工(倒木起こし)			2-182
	5-4-7		病虫獣害防除工			2-182
	5-4-8		除草剤散布工			2-182
第5節 簡易治山施設工					第12編4章山腹工事	2-182
第6節 作業歩道整備工	5-6-1		作業歩道作設工			2-182
	5-6-2		作業歩道補修工		第12編5-6-1 作業歩道作設工	2-182
第6章 海岸防災林造成(森林造成)工						
第2節 森林造成工	6-2-1		盛土工		第1編2-3-3盛土工	2-3
					第3編2-14-2植生工	2-83
	6-2-2		覆砂工(伏工、砂草植栽)		第3編2-14-2植生工	2-83
	6-2-3		実播工		第3編2-14-2植生工	2-83
	6-2-4		防風工			2-182
	6-2-5		排水工		第12編2-4-6側溝工	2-174
	6-2-6		静砂工(静砂垣)		第12編6-2-4防風工	2-182
6-2-7		植栽工		第12編5-2-5植付け工	2-179	
第7章 保安林管理道工事						
第1節 適用	7-1-1		開設工		第12編2林道工事	2-173
	7-1-1		舗装工		第3編2-6アスファルト舗装工	2-24
参考資料						
森林整備工事における標準地の取扱いについて						2-183

【改訂前】

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第5章 一般施工					
第3節 共通の工程	5-3-2 共通事項	ポンプ浚渫		2-156	
		グラブ浚渫		2-156	
		硬土盤浚渫		2-156	
		砕岩浚渫		2-156	
		バックホウ浚渫		2-156	
	5-3-6 圧密・排水工	サンドドレーン		2-156	
		敷砂		2-156	
		敷砂均し		2-156	
		載荷土砂		2-156	
		ペーパードレン		2-156	
	5-3-7 締固工	サンドコンパクションバイブル		2-156	
		敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-156	
	5-3-8 固化工	敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-156	
		深層混合処理杭		2-156	
	5-3-9 洗掘防止工	敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-156	
		敷砂均し	第13編 3-3-6 圧密・排水工	2-157	
	5-3-10 中詰工			2-157	
	5-3-11 蓋コンクリート工			2-157	
	5-3-13 鋼矢板工			2-157	
	5-3-14 控工			2-157	
	5-3-15 鋼杭工			2-158	
	5-3-16 コンクリート杭			2-158	
	5-3-17 防食工			2-158	
	第5節 海上地盤改良工	5-5-2 床掘工		2-159	
			ポンプ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-156
			グラブ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-156
			硬土盤浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-156
砕岩浚渫			第13編 5-3-2 共通事項	2-156	
バックホウ浚渫			第13編 5-3-2 共通事項	2-156	
5-5-6 置換工			2-159		
5-5-7 圧密・排水工			2-156		
5-5-8 締固工			2-156		
5-5-9 固化工			2-156		
第6節 基礎工	5-6-3 洗掘防止工		2-157		
	5-6-4 基礎捨石工		2-159		
	5-6-6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作 基礎ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-163 2-159	
	第7節 本体工(ケーソン式)	5-7-2 ケーソン製作工		2-160	
5-7-3 ケーソン進水据付工			2-160		
第8節 本体工(ブロック式)	5-8-2 中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-157	
	5-8-3 蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート工	2-157	
	5-8-4 中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-157	
	5-8-5 蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート工	2-157	
	5-8-6 基礎ブロック製作		第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-161	
第9節 本体工(ケーソン式)	5-9-2 ケーソン製作工		2-160		
	5-9-3 ケーソン進水据付工		2-160		
	5-9-4 中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-157	
	5-9-5 蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート工	2-157	
	5-9-6 基礎ブロック製作		第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-161	
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	5-10-2 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-157	
	5-10-3 本体捨石工		第13編 5-6-4 基礎捨石工	2-187	
	5-10-4 捨ブロック工	捨ブロック製作 捨ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-191 2-187	
	第11節 本体工(鋼矢板式)	5-11-2 鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工	2-185
		5-11-3 控工		第13編 5-3-14 控工	2-185
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	5-12-2 コンクリート矢板工		第13編 5-3-14 控工	2-189	
	5-12-3 控工		第13編 5-3-14 控工	2-185	
第13節 本体工(鋼杭式)	5-13-2 鋼杭工		第13編 5-3-15 鋼杭工	2-186	
第14節 本体工(コンクリート杭式)	5-14-2 コンクリート杭工		第13編 5-3-16 コンクリート杭工	2-186	
第15節 被覆・根固工	5-15-2 被覆石工		第13編 5-3-14 控工	2-189	
	5-15-4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作 被覆ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-191 2-189	
	5-15-5 根固ブロック工	根固ブロック製作 根固ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-191 2-189	
第16節 上部工	5-16-2 上部コンクリート工		第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-190	
	5-16-3 上部ブロック工	上部ブロック製作 上部ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-191 2-190	
第17節 付属工	5-17-2 係船柱工			2-190	
	5-17-3 防舷材工			2-191	
	5-17-4 車止・緑金物工			2-191	
	5-17-5 防食工			第13編 5-3-17 防食工	2-186
	第18節 消波工	5-18-2 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-185
5-18-3 消波ブロック工		消波ブロック製作 消波ブロック据付		2-191 2-191	

【改訂後】

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5章 一般施工							
第3節 共通の工程	5-3-2		共通事項	ポンプ浚渫		2-184	
				グラブ浚渫		2-184	
				硬土盤浚渫		2-184	
				砕岩浚渫		2-184	
				バックホウ浚渫		2-184	
	5-3-6		圧密・排水工	サンドドレーン		2-184	
				敷砂		2-184	
				敷砂均し		2-184	
				載荷土砂		2-184	
				ペーパードレン		2-184	
	5-3-7		締固工	サンドコンパクションバイブル		2-184	
				敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-184	
	5-3-8		固化工	敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-184	
				深層混合処理杭	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-184	
	5-3-9		洗掘防止工	敷砂	第13編 3-3-6 圧密・排水工	2-184	
	5-3-10		中詰工			2-185	
	5-3-11		蓋コンクリート工			2-185	
	5-3-13		鋼矢板工			2-185	
	5-3-14		控工	腹起 タイ材		2-185 2-186	
	5-3-15		鋼杭工			2-186	
	5-3-16		コンクリート杭			2-186	
	5-3-17		防食工			2-186	
	第5節 海上地盤改良工	5-5-2		床掘工	ポンプ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-184
					グラブ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-184
					硬土盤浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-184
					砕岩浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-184
					バックホウ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-184
5-5-6			置換工			2-187	
5-5-7			圧密・排水工			第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-184
5-5-8			締固工			第13編 5-3-7 締固工	2-184
5-5-9			固化工			第13編 5-3-8 固化工	2-184
第6節 基礎工		5-6-3		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-185
	5-6-4		基礎捨石工			2-187	
	5-6-6		基礎ブロック工	基礎ブロック製作 基礎ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-191 2-187	
第7節 本体工(ケーソン式)	5-7-2		ケーソン製作工			2-188	
	5-7-3		ケーソン進水据付工			2-188	
	5-7-4		中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-185	
	5-7-5		蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート	2-185	
	5-8-2		本体ブロック製作工			2-189	
第8節 本体工(ブロック式)	5-8-3		本体ブロック据付工			2-189	
	5-8-4		中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-185	
	5-8-5		蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート	2-185	
	第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	5-10-2		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-185
		5-10-3		本体捨石工		第13編 5-6-4 基礎捨石工	2-187
5-10-4			捨ブロック工	捨ブロック製作 捨ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-191 2-187	
第11節 本体工(鋼矢板式)	5-11-2		鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工	2-185	
	5-11-3		控工		第13編 5-3-14 控工	2-185	
	第12節 本体工(コンクリート矢板式)	5-12-2		コンクリート矢板工		第13編 5-3-14 控工	2-189
5-12-3			控工		第13編 5-3-14 控工	2-185	
第13節 本体工(鋼杭式)	5-13-2		鋼杭工		第13編 5-3-15 鋼杭工	2-186	
第14節 本体工(コンクリート杭式)	5-14-2		コンクリート杭工		第13編 5-3-16 コンクリート杭工	2-186	
第15節 被覆・根固工	5-15-2		被覆石工		第13編 5-3-14 控工	2-189	
	5-15-4		被覆ブロック工	被覆ブロック製作 被覆ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-191 2-189	
	5-15-5		根固ブロック工	根固ブロック製作 根固ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-191 2-189	
第16節 上部工	5-16-2		上部コンクリート工		第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-190	
	5-16-3		上部ブロック工	上部ブロック製作 上部ブロック据付	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-191 2-190	
第17節 付属工	5-17-2		係船柱工			2-190	
	5-17-3		防舷材工			2-191	
	5-17-4		車止・緑金物工			2-191	
	5-17-5		防食工			第13編 5-3-17 防食工	2-186
	第18節 消波工	5-18-2		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-185
5-18-3			消波ブロック工	消波ブロック製作 消波ブロック据付		2-191 2-191	

【改訂前】

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第10節 本体工(捨石・捨ブロック工)	5-10-2 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-157
	5-10-3 本体捨石工		第13編 5-6-4 基礎捨石工	2-159
	5-10-4 捨ブロック工	捨ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-163
第11節 本体工(鋼矢板式)	5-11-2 鋼矢板工	捨ブロック据付	第13編 5-6-6 基礎ブロック工	2-159
	5-11-3 控工		第13編 5-3-13 鋼矢板工	2-157
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	5-12-2 コンクリート矢板工		第13編 5-3-14 控工	2-157
	5-12-3 控工			2-161
第13節 本体工(鋼杭式)	5-13-2 鋼杭工		第13編 5-3-15 鋼杭工	2-158
第14節 本体工(コンクリート杭式)	5-14-2 コンクリート杭工		第13編 5-3-16 コンクリート杭工	2-158
第15節 被覆・根固工	5-15-2 被覆石工			2-161
	5-15-4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-163
		被覆ブロック据付		2-161
	5-15-5 根固ブロック工	根固ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-163
		根固ブロック据付	第13編 5-15-4 被覆ブロック工	2-161
第16節 上部工	5-16-2 上部コンクリート工			2-162
	5-16-3 上部ブロック工	上部ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-163
		上部ブロック据付		2-162
第17節 付属工	5-17-2 係船柱工			2-162
	5-17-3 防舷材工			2-163
	5-17-4 車止・縁金物工			2-163
	5-17-5 防食工		第13編 5-3-17 防食工	2-158
第18節 消波工	5-18-2 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-157
	5-18-3 消波ブロック工	消波ブロック製作		2-163
		消波ブロック据付		2-163
第19節 裏込・裏埋工	5-19-2 裏込工			2-163
	5-19-4 裏埋工			2-164
第23節 維持補修工	5-23-3 防食工		第13編 5-3-17 防食工	2-158
第27節 仮設工	5-27-2 仮設鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工 5-3-15 鋼杭工	2-157 2-158
	5-27-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工 5-3-15 鋼杭工	2-157 2-158
第24節 魚礁工	5-24-2 単体魚礁製作工			2-165
	5-24-4 魚礁沈設工			2-165
	5-24-3 組立魚礁製作工	コンクリート部材組立		2-165
		鋼製部材組立		2-166
		科学系(FRP等)部材組立		2-166
		現場鋼材溶接		2-166
		被覆溶接(水中)スタッド溶接(水中)		2-166
	現場鋼材切断(陸上現場切断)		2-166	
	現場鋼材切断		2-167	

【改訂後】

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第19節 裏込・裏埋工	5-19-2		裏込工			2-191
	5-19-4		裏埋工			2-192
第23節 維持補修工	5-23-3		防食工		第13編 5-3-17 防食工	2-186
第27節 仮設工	5-27-2		仮設鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工 5-3-15 鋼杭工	2-185 2-186
	5-27-3		仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工 5-3-15 鋼杭工	2-185 2-186
第24節 魚礁工	5-24-2		単体魚礁製作工			2-193
	5-24-4		魚礁沈設工			2-193
	5-24-3		組立魚礁製作工	コンクリート部材組立		2-193
				鋼製部材組立		2-194
				科学系(FRP等)部材組立		2-194
				現場鋼材溶接		2-194
				被覆溶接(水中)スタッド溶接(水中)		2-194
				現場鋼材切断(陸上現場切断)		2-194
				現場鋼材切断		2-195
第25節 着定基質工	5-25-2		着定基質製作工			2-195
	5-25-3		着定基質組立工		5-24-3 組立魚礁製作工	2-195
	5-25-4		着定基質設置工			2-195
	5-25-5		石材着定基質工			2-195

【改訂前】

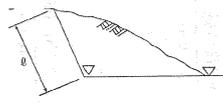
【改訂後】

【第13編 漁港漁場編】

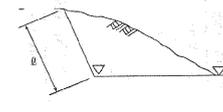
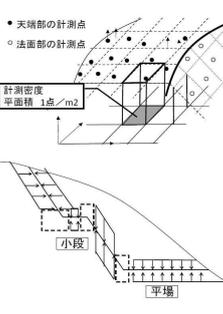
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第25節 着定基質工	5-25-2 着定基質製作工			2-167
	5-25-3 着定基質組立工		5-24-3 組立魚礁製作工	2-167
	5-25-4 着定基質設置工			2-167
	5-25-5 石材着定基質工			2-167

【改訂前】

単位：mm

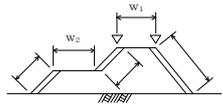
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所、延長 40m （又は 50m）以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 基準高は、掘削部の両端で測定。 箇所単位のものについては道宜構造図 の寸法標示箇所を測定する。			
						幅	-100				
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-200
							ℓ ≥ 5 m				法長-4%
延 長 L	-200										
(新設)											

【改訂後】

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	単 備		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所、延長 40m （又は 50m）以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領（案）土工編 計測技術 （断面管理の場合）」の既定により測 点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は、掘削部の両端で 測定。 箇所単位のものについては道宜構造図 の寸法標示箇所を測定する。				
						幅	-100					
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-200	
							ℓ ≥ 5 m				法長-4%	
延 長 L	-200											
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）土工編 多点計測技 術（面管理の場合）」に基づき出来形 管理を面管理で実施する場合、その他 本基準に規定する計測精度・計測密度 を満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含 む）の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差または水平較差を算出す る。計測密度は1点/m ² （平面投影面 積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。同様に、標高方向に± 5cm以内にある計測点は水平較差の評 価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、あるいは規格値の条件の最も厳し い値を採用する。		mm		
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160
						延 長 L	-200					

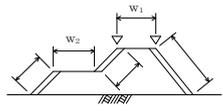
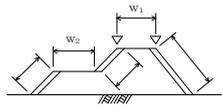
【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						(新設)					
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3		盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは1 施工箇所 につき 2箇所。 基準高は各法肩で測定。 箇所単位のものについては適宜構造図 の寸法標示箇所を測定する。			
						法長	$\phi < 5m$				-100
							$\phi \geq 5m$				法長 -2%
						幅 w_1, w_2					-100
延 長 L		-200									

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値 個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案) 河川浚渫工編」に基 づく出来形管理を面管理で実施する場 合、そのほか本基準に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面の全面とし、 すべての点で設計面との標高較差を算 出する。計測密度は1点/m ² (平面投 影面積当たり)以上とする。				
						平場	標高較差				±50	+300 以下
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	+300 以下
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは1 施工箇所 につき 2箇所。 箇所単位のものについては適宜構造図 の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 土工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により測 点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は各法肩で測定。				
						法長	$\phi < 5m$				-100	
							$\phi \geq 5m$				法長 -2%	
						幅 w_1, w_2					-100	
延 長 L		-200										

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
(新設)										

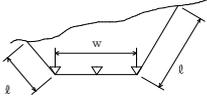
【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)		平均値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						天端	標高較差				-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差				-50	-170
					法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170				
					※ただし、 ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの							

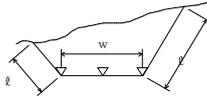
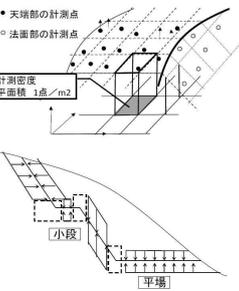
【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測 定。 箇所単位のものについては適宜構造図 の寸法標示箇所を測定する。			
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-200
							ℓ ≥ 5 m				法長-4%
						幅 w					-100
						延長 L					-200
						(新設)					

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 箇所単位のものについては適宜構造図 の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)土工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により測 点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測 定。				
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-200	
							ℓ ≥ 5 m				法長-4%	
						幅 w					-100	
						延長 L					-200	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)土工編 多点計測技 術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を面管理で実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管 理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含 む)の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差を算出する。計測密度は1 点/m ² (平面投影面積当たり)以上と する。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、あるいは規格値の条件の最も厳し い値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160
						法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±330

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。			
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m				-100
							ℓ ≥ 5 m				法長-2%
						幅	w ₁ , w ₂				-100
						延 長 L	-200				

(新設)

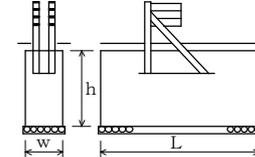
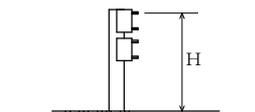
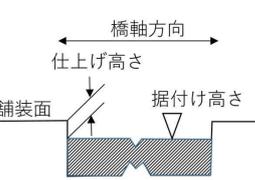
【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m				-100
							ℓ ≥ 5 m				法長-2%
						幅	w ₁ , w ₂				-100
						延 長 L	-200				
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						法面 (小段含む)	標高較差	±80			
						平均値	個々の計測値				

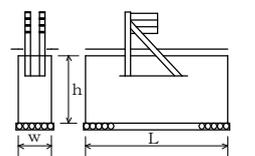
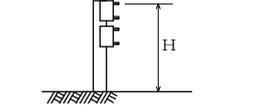
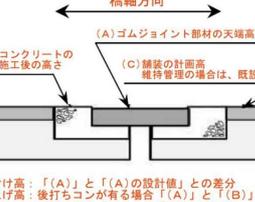
【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木	2	3	5	緑石工 (緑石・アスカープ)	延 長 L	-200	1箇所/1施工箇所			
3	土木	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w	-30	1箇所/1基礎毎		
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-100			
							ケーブル取付高 H	+30 -20	1箇所/1施工箇所		
3	土木	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	高さについては、車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
							表 面 の 凹 凸	3			
							仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2			

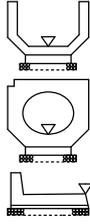
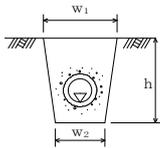
【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木	2	3	5	緑石工 (緑石・アスカープ)	延 長 L	-200	1箇所/1施工箇所 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編「計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3	土木	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w	-30	1箇所/1基礎毎		
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-100			
							ケーブル取付高 H	+30 -20	1箇所/1施工箇所		
3	土木	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	高さについては、車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。
							表 面 の 凹 凸	3			
							仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2			

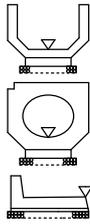
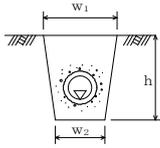
【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 箇所 / 1 施工箇所		
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。) 1 施工箇所毎		
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

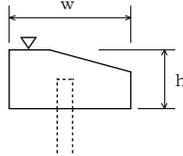
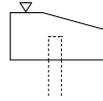
【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 箇所 / 1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。) 1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

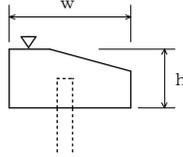
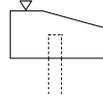
【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場 合は 50m）につき 1 箇所、延長 40 m（又は50m）以下のものは1 施工 箇所につき 2 箇所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場 合は 50m）につき 1 箇所、延長 40 m（又は50m）以下のものは1 施工 箇所につき 2 箇所。		
						延 長 L	-200			

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場 合は 50m）につき 1 箇所、延長 40 m（又は50m）以下のものは1 施工 箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領（案）護岸工編」の規定によ る測点の管理方法を用いることがで きる。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場 合は 50m）につき 1 箇所、延長 40 m（又は50m）以下のものは1 施工 箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領（案）護岸工編」の規定によ る測点の管理方法を用いることがで きる。		
						延 長 L	-200			

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端 部の 2 箇所を測定。 ※舗装に接する場合は規準高は±30 とする。			
						法 長 l	$l < 3\text{ m}$				-50
							$l \geq 3\text{ m}$				-100
						厚さ (ブロック積張) t_1	-50				
						厚さ (裏込) t_2	-50				
延 長 L	-200										
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。			
						法 長 l	-100				
						延 長 L_1, L_2	-200				

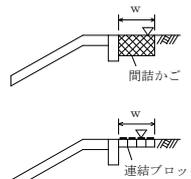
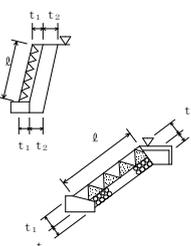
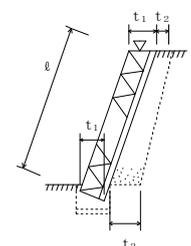
【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端 部の 2 箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案) 護岸工編」の規定による測 点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合は規準高は±30 とする。			
						法 長 l	$l < 3\text{ m}$				-50
							$l \geq 3\text{ m}$				-100
						厚さ (ブロック積張) t_1	-50				
						厚さ (裏込) t_2	-50				
延 長 L	-200										
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案) 護岸工編」の規定による測 点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 l	-100				
						延 長 L_1, L_2	-200				

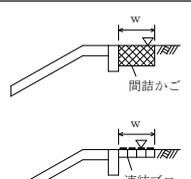
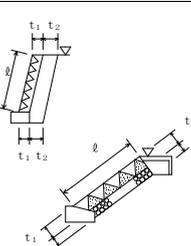
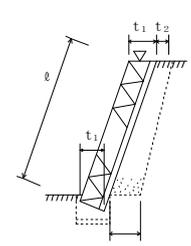
【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 w	-100				
						延 長 L	-200				
3	2	5	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 ※舗装に接する場合は規準高は±30とする。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ (ブロック) t ₁	-50				
						厚さ (裏込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
3	2	5	5		石積 (張) 工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 ※舗装に接する場合は規準高は±30とする。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ (石積・張) t ₁	-50				
						厚さ (裏込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-100				
						延 長 L	-200				
3	2	5	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合は規準高は±30とする。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ (ブロック) t ₁	-50				
						厚さ (裏込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
3	2	5	5		石積 (張) 工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合は規準高は±30とする。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ (石積・張) t ₁	-50				
						厚さ (裏込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所を割り、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1箇所を掘り起こし測定。 幅、中心線偏心率(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要)は、延長40m毎に1箇所の割合で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
							厚 さ	-45	-45	-15	-15			
							幅	-50	-50	—	—			
							中心線偏心率	± 100						
							延長 L	- 200						

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所を割り、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1箇所を掘り起こし測定。 幅、中心線偏心率(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要)は、延長40m毎に1箇所の割合で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
							厚 さ	-45	-45	-15	-15			
							幅	-50	-50	—	—			
							中心線偏心率	± 100						
							延長 L	- 200						
3	土木	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木	2	6	7	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅、 中心線偏心率(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要) は、延長 40m毎に1箇所 の割とし、厚さは、各車線 (40m毎に右、中、左、を交互に) に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
						中心線偏心率	± 100						
						延長 L	- 200						

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅、 中心線偏心率(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要) は、延長 40m毎に1箇所 の割とし、厚さは、各車線 (40m毎に右、中、左、を交互に) に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							幅	-50	-50	—	—			
							中心線偏心率	± 100						
							延長 L	- 200						

3	土木	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7		アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	- 8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7		アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	- 5	- 7	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による事が出来る。	
						幅	-50	-50	-	-			
(新設)													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	- 5	- 7	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による事が出来る。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	- 5	- 7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7		アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7		アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅、 中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要) は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロファイルメータ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
						中心線偏心量	± 100						
						延長 L	— 200						

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅、 中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要) は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロファイルメータ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
						中心線偏心量	± 100						
						延長 L	— 200						
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						平坦性	—		3mプロファイルメータ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
						厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左、を交互に)1箇所を掘り起こし測定。 幅は、延長 40m 毎に1箇所の割に測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

(新設)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左、を交互に)1箇所を掘り起こし測定。 幅は、延長 40m 毎に1箇所の割に測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8		半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、 厚さは、各車線（毎に 右、中、左、を交互に ）1箇所を掘り起こし測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、 厚さは、各車線（毎に 右、中、左、を交互に ）1箇所を掘り起こし測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	- 8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 3-2-6-8 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8		半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">(新設)</div>													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	- 8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 3-2-6-8 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8		半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">(新設)</div>													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8		半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
					(面管理の場合)								

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8		半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1箇の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1箇の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					平坦性	—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線 (40m 毎に右、中、左、を交互に) 1 箇所を掘り起こし測定。 幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
(新設)													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線 (40m 毎に右、中、左、を交互に) 1 箇所を掘り起こし測定。 幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9		排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左、を交互に) 1 箇所を掘り起こし測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—			

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左、を交互に) 1 箇所を掘り起こし測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	- 8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9		排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 幅は、延長 40m 毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50	-50	-	-			

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 幅は、延長 40m 毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9		排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	-	-			
(新設)													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9		排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
(新設)													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9		排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3			<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。</p> <p>小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
(新設)													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3			<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。</p> <p>小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>		
						平坦性	—		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>													

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長 40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100		—				

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長 40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100		—				

3	2	6	10	2	透水性舗装工 (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	t ≥ 15cm	±90	+50 -15			
							t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
						t ≥ 15cm	±90	+50 -15				

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(\bar{x}_{10})			
3	2	6	10		透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m 毎に1箇所の割合で測定。 厚さは、片側延長 80m 毎に1箇所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未滿 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-			
(新設)											

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(\bar{x}_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m 毎に1箇所の割合で測定。 厚さは、片側延長 80m 毎に1箇所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未滿 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-			
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割合し、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
(新設)													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割合し、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11		グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	—	—			
(新設)													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
						幅	-25	-25	—	—				
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11		グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
(新設)													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	5	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		
						平坦性	-		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>													

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線 (40m毎に右、中、左、を交互に) 1箇所を掘り起こし測定。 幅、中心線偏心率(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要)は、延長 40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
						中心線偏心率	± 100						
						延長 L	- 200						
(新設)													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線 (40m毎に右、中、左、を交互に) 1箇所を掘り起こし測定。 幅、中心線偏心率(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要)は、延長 40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
						中心線偏心率	± 100						
						延長 L	- 200						
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木	一般	12		コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	- 8		幅、 中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要) は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線 (40m毎に 右、中、左、を交互に) 1 箇所を掘り起こし測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡ 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		-				
						中心線偏心量	± 100						
						延長 L	- 200						

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木	一般	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	- 8		幅、 中心線偏心量(幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要) は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線 (40m毎に 右、中、左、を交互に) 1 箇所を掘り起こし測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡ 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		-				
						中心線偏心量	± 100						
						延長 L	- 200						
3	土木	一般	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	- 8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡ 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12		コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	-50		-			
(新設)												

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	-50		-			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	- 8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上とする。 小規模とは、表面及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。
						幅	-		-			

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12		コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		-				

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		-				
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点 / m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12		コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。幅は、延長 40m 毎に1箇所の割で測定。 平坦性はコンクリート舗装要綱による。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 40m 毎に両端の版端を測定する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25		-				
						平坦性	-		-	コンクリートの硬化後 3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下			
						目地段差			±2				
						中心線偏心量			±100				
						延長 L			-200				

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。幅は、延長 40m 毎に1箇所の割で測定。 平坦性はコンクリート舗装要綱による。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 40m 毎に両端の版端を測定する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 幅管理において道路中心線から左、右を測定する場合は不要	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 延長が100m未満の舗装、またはは 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25		-				
						平坦性	-		-	コンクリートの硬化後 3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下			
						目地段差			±2				
						中心線偏心量			±100				
						延長 L			-200				
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計部員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 延長が100m未満の舗装、またはは 維持工事においては、平坦性の項目を省略出来る。	
						平坦性	-		-	コンクリートの硬化後 3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下			
						目地段差			±2				

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 (40m毎に 右、中、左を交互に) 1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 (40m毎に 右、中、左を交互に) 1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左を交互 に) 1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50		—				

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左を交互 に) 1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		—				
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さ厚さあるいは標高較差	-55	-66	- 8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50		—				
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: auto;">(新設)</div>													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—				
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	- 8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。	

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1箇所の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25		-				
(新設)													

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1箇所の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		-				
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さ厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m² 未満。	
						幅	-		-				

単位：mm

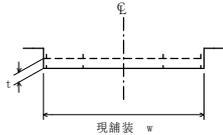
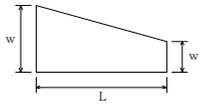
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。 幅は、延長 40m 毎に1箇所割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-35		-				
						平 坦 性	-		-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより (σ)2.4mm以下。			
						目地段差			±2				
(新設)													

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定。 幅は、延長 40m 毎に1箇所割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 m² 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000 m²未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-35		-				
						平 坦 性	-		-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより (σ)2.4mm以下。			
						目地段差			±2				
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	-		-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより (σ)2.4mm以下。			
						目地段差			±2				

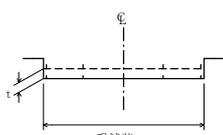
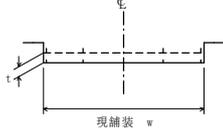
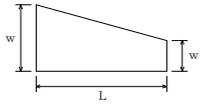
【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは 40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点(6測点)は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長 40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
						幅 w	-25	-			
(新設)											
3	2	6	16		舗装打換え工	路	幅 w	-50	各層毎 1箇所/1施工箇所		
						盤	延長 L	-100			
						工	厚さ t	該当工種			
						舗	幅 w	-25			
						設	延長 L	-100			
						工	厚さ t	該当工種			

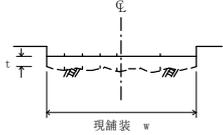
【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは 40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点(6測点)は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長 40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
						幅 w	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ tのみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長 40m毎に測定するものとし、延長 40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16		舗装打換え工	路	幅 w	-50	各層毎 1箇所/1施工箇所		
						盤	延長 L	-100			
						工	厚さ t	該当工種			
						舗	幅 w	-25			
						設	延長 L	-100			
						工	厚さ t	該当工種			

【改訂前】

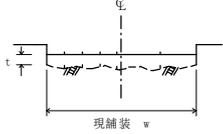
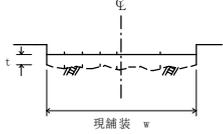
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	- 9		厚さは 40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、延長 80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—	3mプロフィールメータ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

(新設)

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	- 9		厚さは 40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、延長 80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—	3mプロフィールメータ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	- 3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平 坦 性	—	3mプロフィールメータ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長 40m毎に 1 箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明 示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。 w.(L)は施工延長 40mにつき 1 箇 所、80m以下のものは 1 施工箇所につ き 3 箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩 で行う。		
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
(新設)										

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長 40m毎に 1 箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)表層安定処理等・固結工 (中層混合処理)編」による管理の場 合は、全体改良範囲図を用いて、施工 厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認 (実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明 示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。 w.(L)は施工延長 40mにつき 1 箇 所、80m以下のものは 1 施工箇所につ き 3 箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩 で行う。		
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT 施工の場合)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明 示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)表層安定処理等・固結工 (中層混合処理)編」に記載の全体改 良平面図を用いて、天端幅 w、天端延 長 L を確認 (実測は不要)。		
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
(新設)										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9		固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000 m ² ~4,000 m ² につき1ヶ所、又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来 形とする。		
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理用要領 (固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」による 管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置 管理表により設計杭芯位置を施工した 杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結 果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000 m ² ~4,000 m ² につき1ヶ所、又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来 形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)表層安定処理等・固結工 (中層混合処理)編」による管理の場 合は、全体改良範囲図を用いて、施工 厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不 要)。		
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要												
3	土	木	工	事	共	通	編	2	14	法	2	1	植	生	工	(種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切	$\phi < 5\text{m}$	-200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	1 施工箇所毎	
																	土	$\phi \geq 5\text{m}$	法長の-4%			
																	盛	$\phi < 5\text{m}$	-100			
																	土	$\phi \geq 5\text{m}$	法長の-2%			
																	延	長 L	-200			
3	土	木	工	事	共	通	編	2	14	法	2	2	植	生	工	(植生基材吹付工) (客土吹付工)	法	$\phi < 5\text{m}$	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	1 施工箇所毎	
																	長	$\phi \geq 5\text{m}$	法長の-4%			
																	厚	$t < 5\text{cm}$	-10	施工面積 200 m ² につき 1 箇所、面積 200 m ² 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 検査孔により測。		
																		$t \geq 5\text{cm}$	-20			
																		ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
延	長 L	-200																				

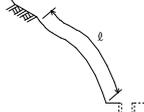
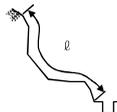
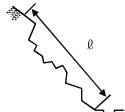
【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要												
3	土	木	工	事	共	通	編	2	14	法	2	1	植	生	工	(種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切	$\phi < 5\text{m}$	-200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
																	土	$\phi \geq 5\text{m}$	法長の-4%			
																	盛	$\phi < 5\text{m}$	-100			
																	土	$\phi \geq 5\text{m}$	法長の-2%			
																	延	長 L	-200			
3	土	木	工	事	共	通	編	2	14	法	2	2	植	生	工	(植生基材吹付工) (客土吹付工)	法	$\phi < 5\text{m}$	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
																	長	$\phi \geq 5\text{m}$	法長の-4%			
																	厚	$t < 5\text{cm}$	-10	施工面積 200 m ² につき 1 箇所、面積 200 m ² 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 検査孔により測。		
																		$t \geq 5\text{cm}$	-20			
																		ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
延	長 L	-200																				

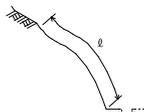
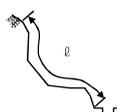
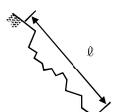
【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	土	2	14	3	吹付工 (仮設含む) (コンクリート) (モルタル) (簡易法枠工)	法 長 ℓ	ℓ < 3 m	-50	施工延長 40mにつき 1 箇所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	  			
							ℓ ≥ 3 m	-100					
						厚 さ t	t < 5 cm	-10	200 m ² につき 1 箇所以上、200 m ² 以下は 2 箇所をせん孔により測定。				
							t ≥ 5 cm	-20					
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上							
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎					
						高 さ h	-30	※簡易法枠工 測定基準は法枠工に基づき測定。					
						枠 中 心 間 隔	±100						

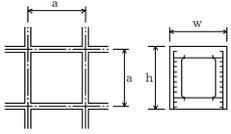
【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	土	2	14	3	吹付工 (仮設含む) (コンクリート) (モルタル) (簡易法枠工)	法 長 ℓ	ℓ < 3 m	-50	施工延長 40mにつき 1 箇所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	  			
							ℓ ≥ 3 m	-100					
						厚 さ t	t < 5 cm	-10	200 m ² につき 1 箇所以上、200 m ² 以下は 2 箇所をせん孔により測定。				
							t ≥ 5 cm	-20					
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上							
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					
						高 さ h	-30	※簡易法枠工 測定基準は法枠工に基づき測定。					
						枠 中 心 間 隔	±100						

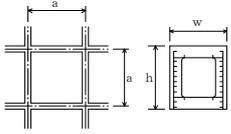
【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木	2	14	4	1	法 長 l	$l < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所。 枠延長 100mにつき 1 箇所、枠延 長 100m以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。 ※施工延長での測定が困難な場合 は、200m ² につき 1 箇所の割合で測 定する。 1 施工箇所毎		曲線部は設計図 書による
							$l \geq 10m$	-200			
							幅 w	-30			
							高 さ h	-30			
							枠 中 心 間 隔 a	±100			
							延長 (枠長) L	-200			

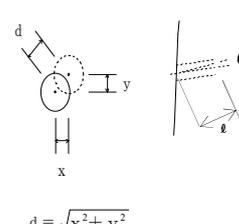
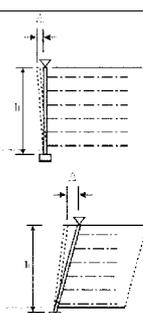
【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木	2	14	4	1	法 長 l	$l < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)法面工編」で規定す る出来形計測性能を有する機器を用 いることができる。 枠延長 100mにつき 1 箇所、枠延 長 100m以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。 ※施工延長での測定が困難な場合 は、200m ² につき 1 箇所の割合で測 定する。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)法面工編」で規定す る出来形計測性能を有する機器を用 いることができる。 1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)法面工編」で規定す る出来形計測性能を有する機器を用 いることができる。		曲線部は設計図 書による
							$l \geq 10m$	-200			
							幅 w	-30			
							高 さ h	-30			
							枠 中 心 間 隔 a	±100			
							延長 (枠長) L	-200			

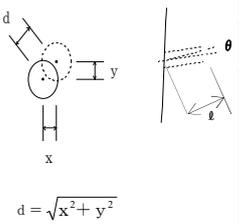
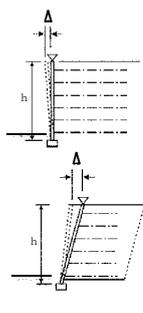
【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 θ	± 2.5 度				
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎			
						高さ h	$h < 3$ m				-50
							$h \geq 3$ m				-100
						鉛 直 度 Δ	± 0.03 h かつ ± 300 以内				
						控 え 長 さ	設計値以上				
						延 長 L	-200				

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する。	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 θ	± 2.5 度				
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎			
						高さ h	$h < 3$ m				-50
							$h \geq 3$ m				-100
						鉛 直 度 Δ	± 0.03 h かつ ± 300 以内				
						控 え 長 さ (補強材の設計長)	設計値以上				
						延 長 L	-200				

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
(新設)										

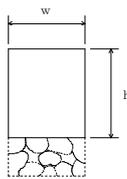
【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
						標高較差	0以下 +400以下			

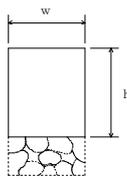
【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部 1箇所を測定。		
						高 さ h	-30			

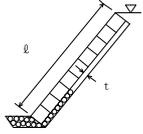
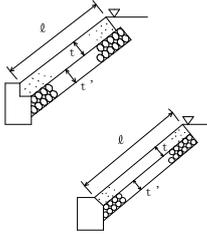
【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部 1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			

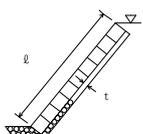
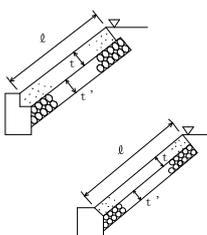
【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
						法 長 l	$l < 5\text{m}$				-100
							$l \geq 5\text{m}$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
						法 長 l	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏 込 材 厚 t'	-50				
延 長 L	-200										

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)護岸工編」の規定する測点の 管理方法を用いることができる。			
						法 長 l	$l < 5\text{m}$				-100
							$l \geq 5\text{m}$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)護岸工編」の規定する測点の 管理方法を用いることができる。			
						法 長 l	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏 込 材 厚 t'	-50				
延 長 L	-200										

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長 40m毎に 1箇所割で測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に 1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に 1箇所測定。 ※両端部 2点で測定する。	工事規模の考え方 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m 毎に 1箇所割で測定。厚さは、片側延長 80m 毎に 1箇所コアを採取して測定。			
						幅	-25	—				

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長 40m毎に 1箇所割で測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に 1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に 1箇所測定。 ※両端部 2点で測定する。	工事規模の考え方 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m 毎に 1箇所割で測定。厚さは、片側延長 200m 毎に 1箇所コアを採取して測定。			
						幅	-25	—				

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						延 長 L	-200	1 箇所 / 1 施工箇所		

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1 箇所 / 1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10				
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10				
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50				
						高 さ h_1	-50				
						胸壁の高さ h_2	-30				
						天 端 長 l_1	-50				
						敷 長 l_2	-50				
						胸壁間距離 l	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				$+10 \sim -20$
							平 面 位 置				± 20
							ア ン カ ー ボ ル ト の 鉛 直 度				1/50 以下

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10				
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10				
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50				
						高 さ h_1	-50				
						胸壁の高さ h_2	-30				
						天 端 長 l_1	-50				
						敷 長 l_2	-50				
						胸壁間距離 l	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				$+10 \sim -20$
							平 面 位 置				± 20
							ア ン カ ー ボ ル ト の 鉛 直 度				1/50 以下

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の变位	± 50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高			
平 面 位 置	± 20									
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下									

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の变位	± 50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高			
平 面 位 置	± 20									
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下									

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支 承便覧」による。			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w ₁	-20				
						敷 幅 w ₂	-20				
						高 さ h	-50				
						長 さ l	-20				
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50				
						箱抜き規格値 支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の	計 画 高				+10～-20
							平 面 位 置				±20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50 以下

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支 承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技 術を用いた出来形管理要領(案)構造物 工編(試行)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く)			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w ₁	-20				
						敷 幅 w ₂	-20				
						高 さ h	-50				
						長 さ l	-20				
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50				
						箱抜き規格値 支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の	計 画 高				+10～-20
							平 面 位 置				±20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50 以下

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の幅 w_2	-10~+20			
						高さ h_1	-20~+30			
						高さ h_2	-10~+20			
						有効幅員 w_3	0~+30			

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の幅 w_2	-10~+20			
						高さ h_1	-20~+30			
						高さ h_2	-10~+20			
						有効幅員 w_3	0~+30			

【改訂前】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高(扶頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき 1 箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40mに 1 箇所、(2)～(3)は 100mに 1 箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
						中心線の偏心量	直線部±100 曲線部±150			

【改訂後】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高(扶頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき 1 箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40mに 1 箇所、(2)～(3)は 100mに 1 箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
						中心線の偏心量	直線部±100 曲線部±150			

【改訂前】

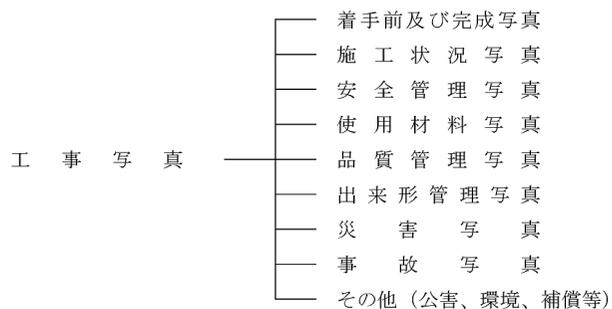
写 真 管 理

(1) 写真管理基準

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準6（3）に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。また、写真を映像と読み替えることも可とする。

(2) 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



(3) 工事写真の撮影及び提出頻度

1) 撮影頻度及び提出頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。提出頻度は撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものとする。

2) 特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影提出するものとする。

(4) 工事写真の省略

1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(5) 工事写真の編集等

デジタルカメラを使用した場合は写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

(6) 工事写真の色彩

写真はカラーとする。

【改訂後】

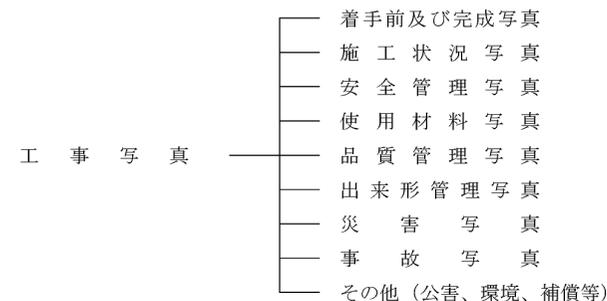
写 真 管 理

(1) 写真管理基準

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準6（3）に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。また、写真を映像と読み替えることも可とする。

(2) 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



(3) 工事写真の撮影及び提出頻度

1) 撮影頻度及び提出頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。提出頻度は撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものとする。

2) 特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影提出するものとする。

(4) 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「T・S・G・N・S・Sを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

(5) 工事写真の省略

1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

【改訂前】

(7) 工事写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。

ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

- 1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。
- 2) 監督員が**指示**するものはその**指示**した大きさとする。

(8) 工事写真帳の大きさ

工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。

(9) 工事写真の提出部数及び形式

工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- 1) 工事写真として、工事写真帳を工事完成時に**1部提出**する。なお、ネガ又は電子媒体は受注者で**5年間保管**するものとし、監督員からネガ又は電子媒体提出の請求があった場合は提出するものとする。
- 2) 電子媒体は、CD-ROM、MOを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の**承諾**を得るものとする。
- 3) 電子媒体の記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)を原則とし、これ以外による場合には監督員の**承諾**を得るものとする。

(10) 工事写真の整理方法

写真は着手前、完成、工程、種別、細別又は名称ごとに分類し見やすいように定められた測点ごとに整理しなければならない。なお、電子媒体の整理方法は、監督員と**協議**して決めるものとする。

(11) 写真管理における留意事項

- 1) 撮影項目、提出頻度等は工事内容により不適切な場合は監督員の**指示**により追加、削減するものとする。
- 2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- 3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(取上げ寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- 4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。
- 5) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数100万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで**3年間程度**に顕著な劣化が生じないものとする。)
- 6) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を**協議**のうえ取り扱いを定めるものとする。

【改訂後】

- 2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(6) 工事写真の編集等

デジタルカメラを使用した場合は写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

(7) 工事写真の色彩

写真はカラーとする。

(8) 工事写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。

ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

- 1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。
- 2) 監督員が**指示**するものはその**指示**した大きさとする。

(9) 工事写真帳の大きさ

工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。

(10) 工事写真の提出部数及び形式

工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- 1) 工事写真として、工事写真帳を工事完成時に**1部提出**する。なお、ネガ又は電子媒体は受注者で**5年間保管**するものとし、監督員からネガ又は電子媒体提出の請求があった場合は提出するものとする。
- 2) 電子媒体は、CD-ROM、MOを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の**承諾**を得るものとする。
- 3) 電子媒体の記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)を原則とし、これ以外による場合には監督員の**承諾**を得るものとする。

(11) 工事写真の整理方法

写真は着手前、完成、工程、種別、細別又は名称ごとに分類し見やすいように定められた測点ごとに整理しなければならない。なお、電子媒体の整理方法は、監督員と**協議**して決めるものとする。

(12) 写真管理における留意事項

- 1) 撮影項目、提出頻度等は工事内容により不適切な場合は監督員の**指示**により追加、削減するものとする。
- 2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- 3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(取上げ寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- 4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。
- 5) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数100万画素以上、

【改訂前】

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- 7) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- 8) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps 程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

※電子媒体での写真整理については、

【大分県電子納品運用ガイドライン(大分県土木建築部)工事編】を参考にすること。

【大分県電子納品運用ガイドライン(大分県農林水産部)工事編】を参考にすること。

【改訂後】

プリンターはフルカラー300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで**3年間程度**に顕著な劣化が生じないものとする。)

- 6) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を**協議**のうえ取り扱いを定めるものとする。

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- 7) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- 8) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps 程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

※電子媒体での写真整理については、

【大分県電子納品運用ガイドライン(大分県土木建築部)工事編】を参考にすること。

【大分県電子納品運用ガイドライン(大分県農林水産部)工事編】を参考にすること。

【改訂前】

撮影箇所一覧表（全体）

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度（時期）	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種・種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	指示・承諾・協議書に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明（JISマーク表示）	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	
		別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載 不可視部分の施工 適宜		
出来形管理写真	出来形管理	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載 不可視部分の施工 適宜		
		出来形管理基準が定められていない	監督員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	着手前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	

【改訂後】

撮影箇所一覧表（全体）

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度（時期）	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種・種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回（写真測量に使用したすべての画像量(ICONフォルダに格納）） 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナー(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザ一)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	指示・承諾・協議書に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明（JISマーク表示）	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	
		別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載 不可視部分の施工 適宜		
出来形管理写真	出来形管理	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載 不可視部分の施工 適宜		
		出来形管理基準が定められていない	監督員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	着手前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	

【改訂前】

公的試験機関及び試験機関は下記のとおりとする。

1) コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)

(公財) 大分県建設技術センター TEL 097-556-2982

ただし、監督員が補完する試験機関での試験実施が適当であると判断した場合は「(9) コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)の流れ」による。

「大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事の品質管理試験を行う試験場の指定基準」により(公財)大分県建設技術センターを補完する試験場として指定された機関
(平成29年度指定機関)

大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター TEL 0978-68-1315

大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター TEL 0974-22-3311

大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター TEL 0973-27-7226

大分工業高等専門学校 地域共創テクノセンター TEL 097-552-6450

2) 骨材試験(ふるい分け・修正CBR等)

「大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事の品質管理試験を行う試験場の指定基準」により(公財)大分県建設技術センターを補完する試験場として指定された機関

(平成29年度指定機関)

大分県砕石協同組合共同試験所 TEL 0978-22-1131

大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター TEL 0978-68-1315

大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター TEL 0974-22-3311

大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター TEL 0973-27-7226

タナベ環境工学株式会社 土質試験室 TEL 097-503-8877

株式会社ノイルテック 土質試験室 TEL 097-521-2447

3) 土質試験(土の締固め・CBR等)

(公財)大分県建設技術センター

ただし、(公財)大分県建設技術センター以外の試験機関での試験実施が適切であると監督員が判断する場合はこの限りではない。判断基準はP4-4参照

4) アスファルト試験(密度・アスファルト量抽出・粒度分析・ホイールトラッキング)

(公財)大分県建設技術センター

5) 鋼材試験(鉄筋溶接引張・鉄筋母材引張・鉄筋母材曲げ)

(公財)大分県建設技術センター

(6) 骨材・土質関係試験書の有効期限

土質及び新材骨材関係試験書の有効期限は、公的機関試験書発行の日付より1年間とする。

再生骨材関係試験書の有効期限は、公的機関試験書発行の日付より半年とする。

例) 新材骨材……C、M等 再生骨材……RC、RM等

*試験は工事施工箇所毎に実施しなければならないが、公的試験機関において試験を実施した有効期限内の試験書により監督員が品質の適合を確認すれば、工事施工箇所毎の試験を省略できる。

(7) 試験書について

監督員へ提出する公的試験機関の試験書は、公印を押印した「正」を提出するものとする。*コピーは不可とする。

【改訂後】

公的試験機関及び試験機関は下記のとおりとする。

1) コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)

(公財) 大分県建設技術センター TEL 097-556-2982

ただし、監督員が補完する試験機関での試験実施が適当であると判断した場合は「(9) コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)の流れ」による。

「大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事の品質管理試験を行う試験場の指定基準」により(公財)大分県建設技術センターを補完する試験場として指定された機関
(平成29年度指定機関)

大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター TEL 0978-68-1315

大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター TEL 0974-22-3311

大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター TEL 0973-27-7226

大分工業高等専門学校 地域共創テクノセンター TEL 097-552-6450

2) 骨材試験(ふるい分け・修正CBR等)

「大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事の品質管理試験を行う試験場の指定基準」により(公財)大分県建設技術センターを補完する試験場として指定された機関

(平成29年度指定機関)

大分県砕石協同組合共同試験所 TEL 0978-22-1131

大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター TEL 0978-68-1315

大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター TEL 0974-22-3311

大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター TEL 0973-27-7226

タナベ環境工学株式会社 土質試験室 TEL 097-503-8877

株式会社ノイルテック 土質試験室 TEL 097-521-2447

3) 土質試験(土の締固め・CBR等)

(公財)大分県建設技術センター

ただし、(公財)大分県建設技術センター以外の試験機関での試験実施が適切であると監督員が判断する場合はこの限りではない。判断基準はP4-4参照

4) アスファルト試験(密度・アスファルト量抽出・粒度分析・ホイールトラッキング)

(公財)大分県建設技術センター

5) 鋼材試験(鉄筋溶接引張・鉄筋母材引張・鉄筋母材曲げ)

(公財)大分県建設技術センター

(6) 骨材・土質関係試験書の有効期限

土質及び新材骨材関係試験書の有効期限は、公的機関試験書発行の日付より1年間とする。

再生骨材関係試験書の有効期限は、公的機関試験書発行の日付より半年とする。

例) 新材骨材……C、M等 再生骨材……RC、RM等

*試験は工事施工箇所毎に実施しなければならないが、公的試験機関において試験を実施した有効期限内の試験書により監督員が品質の適合を確認すれば、工事施工箇所毎の試験を省略できる。

(7) 試験書について

監督員へ提出する公的試験機関の試験書は、公印を押印した「正」を提出するものとする。*コピーは不可とする。

なお、電子媒体の試験書においては、公的機関から発行された証明となる電子署名が付されたものを提出するものとする。

【改訂前】

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15 橋床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。	
			CIR試験	舗装調査・試験法便覧 P103, P102	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種)期の0%・1%を実施する。	最大粒径≦53mm 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径≦53mm 舗装調査・試験法便覧 突砂法 G621	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、100の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、 R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在する場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定した管理単位に管理を行う。 2. 管理単位は築地、移地築地と1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とす2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工面積が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層におかたせることがはしないものとする。 4. 土取の場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱われるものとする。				
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G623		橋床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		・ 補修が必要である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の層で行う。	・ 補修が必要である。 ・セメントの含有率の 30% に適用する。		
	現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の層で行う。	・ 補修が必要である。			
	含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	・ 補修が必要である。			
	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 S145 (ハンゲマンビム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施	・ 補修が必要である。			

【改訂後】

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
15 橋床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。	
			CIR試験	舗装調査・試験法便覧 P103, P102	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種)期の0%・1%を実施する。	最大粒径≦53mm 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径≦53mm 舗装調査・試験法便覧 突砂法 G621	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、100の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、 R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在する場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定した管理単位に管理を行う。 2. 管理単位は築地、移地築地と1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とす2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工面積が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層におかたせることがはしないものとする。 4. 土取の場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱われるものとする。				
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G623		橋床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		・ 補修が必要である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の層で行う。	・ 補修が必要である。 ・セメントの含有率の 30% に適用する。		
	現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の層で行う。	・ 補修が必要である。			
	含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	・ 補修が必要である。			
	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 S145 (ハンゲマンビム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施	・ 補修が必要である。			

【改訂前】

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による判定
18 アンカー工	施工	必須	セメントの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)ノロ		
			セメントのフロー値試験	JIS R 5201		締め作業開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験(多サイクル確認試験)	クワッドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に用いた方法で確認試験を実施する。	ただし、セメントの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	クワッドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで降荷する1サイクル方式とする。	ただし、セメントの必要強度の確認後に実施すること。	
その他			所定の緊着力が導入されていること。		定着時緊着力確認試験 ・既存引張り確認試験 ・ファイブ試験等あり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し、行い必要性の有無を判断する。			
19 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の变化時、原則として公的試験機関で実施	公
			外観検査(ストリップ、鋼製塗面材、コンクリート製塗面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左			
			コンクリート製塗面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル				
			土の強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	設計図書による。			○
施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≦35mm 砂置置法(JIS A 1214) 最大粒径≦35mm 簡易のγ計による測定 又は、設計図書による。	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の98%以上(締固め試験(JIS A 1210A)の計測値)と29%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E)の計測値)との差が、 【IS A 1210C-D-E法での管理は、標準の管理方法(注)に準じて、かつ最小95%以上】 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上 または、設計図書による。	600mmにつき1回の割合で行う。ただし、1,500mm未満の工事又は工事当たり3回以上。 締固め試験(JIS A 1210)C-D-E法)【一般の検査項目】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上	・検査計画(フロー)図における規格値は、下記の通りとする。 ・検査計画(フロー)図における規格値は、下記の通りとする。 【一般の検査項目】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
		土の締固め試験	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の埋戻し密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B)の計測値)と29%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E)の計測値)との差が、 【IS A 1210C-D-E法での管理は、標準の管理方法(注)に準じて、かつ最小95%以上】 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上 または、設計図書による。	最大粒径≦100mmの場合に適用する。 左記の規格値を踏まえて、埋戻しを要し、かつ存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)確認を行うものとする。 ・検査計画(フロー)図における規格値は、下記の通りとする。 【一般の検査項目】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上				
		土の締固め試験	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の埋戻し密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B)の計測値)と29%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E)の計測値)との差が、 【IS A 1210C-D-E法での管理は、標準の管理方法(注)に準じて、かつ最小95%以上】 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上 または、設計図書による。	最大粒径≦100mmの場合に適用する。 左記の規格値を踏まえて、埋戻しを要し、かつ存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)確認を行うものとする。 ・検査計画(フロー)図における規格値は、下記の通りとする。 【一般の検査項目】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上				
		土の締固め試験	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の埋戻し密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B)の計測値)と29%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E)の計測値)との差が、 【IS A 1210C-D-E法での管理は、標準の管理方法(注)に準じて、かつ最小95%以上】 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上 または、設計図書による。	最大粒径≦100mmの場合に適用する。 左記の規格値を踏まえて、埋戻しを要し、かつ存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)確認を行うものとする。 ・検査計画(フロー)図における規格値は、下記の通りとする。 【一般の検査項目】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上				
その他			所定の緊着力が導入されていること。		定着時緊着力確認試験 ・既存引張り確認試験 ・ファイブ試験等あり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し、行い必要性の有無を判断する。			

【改訂後】

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時間・頻度	摘要	試験成績等による判定
18 アンカー工	施工	必須	セメントの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)ノロ		
			セメントのフロー値試験	JIS R 5201-2018	10~18秒(プロットクワッドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	締め作業開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験(多サイクル確認試験)	クワッドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に用いた方法で確認試験を実施する。	ただし、セメントの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	クワッドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで降荷する1サイクル方式とする。	ただし、セメントの必要強度の確認後に実施すること。	
その他			所定の緊着力が導入されていること。		定着時緊着力確認試験 ・既存引張り確認試験 ・ファイブ試験等あり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し、行い必要性の有無を判断する。			
19 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の变化時、原則として公的試験機関で実施	公
			外観検査(ストリップ、鋼製塗面材、コンクリート製塗面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左			
			コンクリート製塗面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル				
			土の強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	設計図書による。			○
施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≦35mm 砂置置法(JIS A 1214) 最大粒径≦35mm 簡易のγ計による測定 又は、設計図書による。	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の98%以上(締固め試験(JIS A 1210A)の計測値)と29%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E)の計測値)との差が、 【IS A 1210C-D-E法での管理は、標準の管理方法(注)に準じて、かつ最小95%以上】 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上 または、設計図書による。	600mmにつき1回の割合で行う。ただし、1,500mm未満の工事又は工事当たり3回以上。 締固め試験(JIS A 1210)C-D-E法)【一般の検査項目】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上	・検査計画(フロー)図における規格値は、下記の通りとする。 ・検査計画(フロー)図における規格値は、下記の通りとする。 【一般の検査項目】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
		土の締固め試験	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の埋戻し密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B)の計測値)と29%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E)の計測値)との差が、 【IS A 1210C-D-E法での管理は、標準の管理方法(注)に準じて、かつ最小95%以上】 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上 または、設計図書による。	最大粒径≦100mmの場合に適用する。 左記の規格値を踏まえて、埋戻しを要し、かつ存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)確認を行うものとする。 ・検査計画(フロー)図における規格値は、下記の通りとする。 【一般の検査項目】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上				
		土の締固め試験	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の埋戻し密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B)の計測値)と29%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E)の計測値)との差が、 【IS A 1210C-D-E法での管理は、標準の管理方法(注)に準じて、かつ最小95%以上】 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上 または、設計図書による。	最大粒径≦100mmの場合に適用する。 左記の規格値を踏まえて、埋戻しを要し、かつ存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)確認を行うものとする。 ・検査計画(フロー)図における規格値は、下記の通りとする。 【一般の検査項目】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上				
		土の締固め試験	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の埋戻し密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B)の計測値)と29%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E)の計測値)との差が、 【IS A 1210C-D-E法での管理は、標準の管理方法(注)に準じて、かつ最小95%以上】 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上 または、設計図書による。	最大粒径≦100mmの場合に適用する。 左記の規格値を踏まえて、埋戻しを要し、かつ存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)確認を行うものとする。 ・検査計画(フロー)図における規格値は、下記の通りとする。 【一般の検査項目】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルフォーム構造の場合】 平均97%以上、かつ最小95%以上				
その他			所定の緊着力が導入されていること。		定着時緊着力確認試験 ・既存引張り確認試験 ・ファイブ試験等あり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し、行い必要性の有無を判断する。			
20 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制剤	アルカリシリカ反応抑制剤	同左	資料試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6月以上及び発生がなかった場合。		○
			その他	骨材のふがい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び発生がなかった場合。	○

【改訂前】

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <h2 style="margin: 0;">新 設</h2> </div>								

【改訂後】

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
42 敷設挿入工	材料	品質検査 (芯材・ナット・プレート類)	芯材のフロー値試験	JIS E-F821-2018	9~12秒	材料入荷時 施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。 材料入荷時	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	○	
			外観検査 (芯材・ナット・プレート類)	-目視 -寸法計測	設計図書による。				
			圧縮強度試験	IS A 1108	設計図書による。				
	施工	引き抜き試験	他山補換土法設計・施工マニュアル	引き抜き試験	他山補換土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
				適合性試験	他山補換土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 •載荷サイクルは1サイクルとする。		
その他	適合性試験	他山補換土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	•層厚は253本以上を標準とする。 •載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 •初期加電は、50kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。					

【改訂前】

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表による確認										
25 道路上工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合を除く)。ただし、表面、陥凹部の土質は除く。原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公									
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合を除く)原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公										
			土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。												
			土粒子の密度試験	JIS A 1202														
			土の含水比試験	JIS A 1203														
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205														
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216														
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説														
			土の圧密試験	JIS A 1217														
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説														
土の透水試験	JIS A 1218																	
必須	必須	現場密度の測定 各右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦50mm : 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>50mm : 突砂法(建築調査・試験法便覧 G02)	【砂質土】 ・路体: 次程度の締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B法)) ・路床及び構造物取付け部: 次程度の締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B法)もしくは(190%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E法)) ただし、JIS A 1210(C-D-E法)での管理は、標準の圧入法(圧入圧)によるものとする。 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトリアクビティが確保できる含水比において、空気間率Vaが2%以上となる(または飽和率Srが95%以上) ・路床及び構造物取付け部: トリアクビティが確保できる含水比において、空気間率Vaが2%以上となる。ただし、締固め管理可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3穴で測定し、3穴の最低値で判定を行う。	最大粒径≦100mmの場合に適用する。 左記の現場値を測定しているも、現場値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	公											
								または、 【砂質土】 ・路体: 次程度の締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B法)) ・路床及び構造物取付け部: 次程度の締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B法)もしくは(192%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E法)) ただし、JIS A 1210(C-D-E法)での管理は、標準の圧入法(圧入圧)によるものとする。 【粘性土】 ・路体: 路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトリアクビティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間率が8%以下 ただし、締固め管理可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	<table border="1"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定 点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15	
								面積 (m ²)		500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満						
								測定 点数		5	10	15						
								または、 【砂質土】 ・路体: 次程度の締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B法)) ・路床及び構造物取付け部: 次程度の締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B法)もしくは(192%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E法)) ただし、JIS A 1210(C-D-E法)での管理は、標準の圧入法(圧入圧)によるものとする。 【粘性土】 ・路体: 路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトリアクビティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間率が8%以下 ただし、締固め管理可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。		<table border="1"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定 点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15
								面積 (m ²)			500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満					
								測定 点数			5	10	15					
								または、「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による			施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締められたことを確認する。ただし、陥凹から1m以内と締固め領域が近接しない構造物周辺は除く。 2. 管理単位は1日の1層当たりの施工面積が1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割し、2管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は1日の1層当たりの施工面積が1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	公					
								ブルーフローリング			舗装調査・試験法便覧 G023		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・舗装試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラータック等を用いるものとする。	公			

【改訂後】

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表による確認										
24 砂土工	施工	必須	現場密度の測定	突砂法(JIS A 1214)	最大粒径≦50mm : 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>50mm : 突砂法(建築調査・試験法便覧 G02)	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3穴で測定し、3穴の最低値で判定を行う。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割し、2管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は1日の1層当たりの施工面積が1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	公										
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		公的試験機関の試験成績表提出	公											
			土の粒度試験	JIS A 1204														
			土粒子の密度試験	JIS A 1202														
			土の含水比試験	JIS A 1203														
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205														
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216														
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説														
			土の圧密試験	JIS A 1217														
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説														
土の透水試験	JIS A 1218																	
25 道路上工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合を除く)。ただし、表面、陥凹部の土質は除く。原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公									
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合を除く)原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公										
			土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。												
			土粒子の密度試験	JIS A 1202														
			土の含水比試験	JIS A 1203														
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205														
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216														
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説														
			土の圧密試験	JIS A 1217														
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説														
土の透水試験	JIS A 1218																	
必須	必須	現場密度の測定 各右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦50mm : 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>50mm : 突砂法(建築調査・試験法便覧 G02)	【砂質土】 ・路体: 次程度の締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B法)) ・路床及び構造物取付け部: 次程度の締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B法)もしくは(190%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E法)) ただし、JIS A 1210(C-D-E法)での管理は、標準の圧入法(圧入圧)によるものとする。 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトリアクビティが確保できる含水比において、空気間率Vaが2%以上となる(または飽和率Srが95%以上) ・路床及び構造物取付け部: トリアクビティが確保できる含水比において、空気間率Vaが2%以上となる。ただし、締固め管理可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3穴で測定し、3穴の最低値で判定を行う。	最大粒径≦100mmの場合に適用する。 左記の現場値を測定しているも、現場値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	公											
								または、 【砂質土】 ・路体: 次程度の締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B法)) ・路床及び構造物取付け部: 次程度の締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B法)もしくは(192%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E法)) ただし、JIS A 1210(C-D-E法)での管理は、標準の圧入法(圧入圧)によるものとする。 【粘性土】 ・路体: 路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトリアクビティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間率が8%以下 ただし、締固め管理可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	<table border="1"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定 点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15	
								面積 (m ²)		500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満						
								測定 点数		5	10	15						
								または、 【砂質土】 ・路体: 次程度の締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B法)) ・路床及び構造物取付け部: 次程度の締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210A-B法)もしくは(192%以上(締固め試験(JIS A 1210C-D-E法)) ただし、JIS A 1210(C-D-E法)での管理は、標準の圧入法(圧入圧)によるものとする。 【粘性土】 ・路体: 路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトリアクビティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間率が8%以下 ただし、締固め管理可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。		<table border="1"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定 点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15
								面積 (m ²)			500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満					
								測定 点数			5	10	15					
								または、「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による			施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締められたことを確認する。ただし、陥凹から1m以内と締固め領域が近接しない構造物周辺は除く。 2. 管理単位は1日の1層当たりの施工面積が1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割し、2管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は1日の1層当たりの施工面積が1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	公					
								ブルーフローリング			舗装調査・試験法便覧 G023		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・舗装試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラータック等を用いるものとする。	公			